

第 2 業務内容と実績

第2 業務内容と実績

I 生活環境施策

1 食品衛生（生活衛生班）

(1) 食品衛生

ア 食品衛生

目的 飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、県民の健康の保護を図る。

根拠 食品衛生法、食品衛生法施行条例、沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例

内容 (ア) 飲食店、給食施設等の食品を調理加工する施設の監視指導

(イ) 食品収去検査

(ウ) 食中毒調査

(エ) 衛生教育等

成果・実績

平成23年度の総監視件数は、2,756件であった。(第4統計2-(1)、(3))。

また、食中毒事件数は、7件(対前年度比4件減)で、病因物質別の事件数は、カンピロバクター、サルモネラ属菌の順が多かった(第4統計2-(4))。

食品の収去検査については、食品衛生広域監視班(中央保健所内)を中心に実施し、当所では、64検体を収去した。(第4統計2-(5))

食品に関する苦情は、19件(対前年度比11件減)あり、食品取扱いに対する苦情が多かった。(第4統計2-(6))

給食施設、ホテル、飲食店等で調理従事者を対象に行った食品衛生講習会は下表のとおりである(新規継続の講習会を除く)。

平成23年度食品衛生講習会	
回数	受講者数
34	1,394

イ 食品衛生協会

目的 食品衛生思想の普及向上を図り、食品営業者の自主管理体制を強化し食品に起因する衛生上の危害防止を図る。

根拠 食品衛生法

内容 (ア) 食品衛生指導員による巡回指導

(イ) 食品衛生思想の啓蒙(イベントや食品衛生講習会等の開催)

(ウ) 優良業者等の表彰

(エ) 賠償共済への加入促進等

成果・実績

平成23年度は沖縄県食品衛生協会中部支部として食品衛生指導員による巡回指導や食品衛生責任者養成講習会の実施及び会員の経営安定と消費者保護の為の食品営業賠償共済の加入推進などの事業を行った。

新規継続の講習会		食品衛生責任者養成講習会		巡回指導	食品営業賠償共済
回数	受講者数	回数	受講者数	件数	加入者数
51	1,690	6	609	6,928	4,169

2 環境保全（環境保全班）

（1）大気汚染防止対策

ア 大気汚染防止

目的 大気汚染防止を図る。

根拠 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、沖縄県生活環境保全条例（平成21年10月1日施行）

内容 法律または県条例で規定されたばい煙発生施設、（一般）粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業の届出に係る指導と公害発生防止に関する監視業務を行う。

成果・実績

平成23年度届出件数

根拠法令・条例	特定施設の種類の	届出状況	件数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	特定施設設置数	9
		特定施設使用廃止数	6
	一般粉じん発生施設	特定施設設置数	0
		特定施設使用廃止数	0
	特定粉じん排出等作業届出数		
ダイオキシン類対策特別措置法	大気基準適用施設	施設設置数	0
		施設使用廃止数	0
沖縄県生活環境保全条例	ばい煙発生施設	特定施設設置数	1
		特定施設使用廃止数	1
	粉じん発生施設	特定施設設置数	2
		特定施設使用廃止数	0

イ フロン回収破壊法に基づく登録関係

目的 オゾン層の保護及び地球温暖化防止

根拠 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）

内容 フロン類を含む業務用のエアコン、冷凍・冷蔵機器を廃棄する際には、県知事の登録を受けた事業者回収させる必要があり、保健所においては事業者の登録指導等を行っている。

成果・実績

平成14年4月1日から施行され、平成24年3月31日現在の第一種フロン類回収業の管内登録業者数は96件、沖縄県全体の登録業者数は321件である。

（2）水質汚濁防止対策

ア 事業場排水対策

目的 公共用水域の水質汚濁防止

根拠 水質汚濁防止法

内容 河川や海域等の公共用水域の水質汚濁防止を図るため、水質汚濁防止法等に規定される特定施設（畜舎、宿泊施設、工場等）の設置届出指導、及び既設事業場等の排水基準遵守状況監視指導業務

成果・実績

(ア) 平成23年度届出件数

平成23年度中に水質汚濁防止法に基づく届出は5件で、その内訳は下表のとおりであった。

届出種類	件数	内 訳 等
設置届	6	食品製造業1、研究機関1、洗濯業1、自動洗車施設1、し尿処理施設1、農業集落排水処理施設1
構造等変更届	1	生コン製造業1
その他 (承継、氏名変更、廃止届等)	6	旅館業2、し尿処理施設2、一般廃棄物処理施設1、食品製造業1

(イ) 平成23年度事業場排水調査状況

1日の排水量が50m³を超える26施設の排水を採取し、排水基準の遵守状況を調査した。調査の結果、排水基準に不適合な施設はなかった。

(第4統計3-(1))

イ 公共用水域の水質監視

目 的 公共用水域の水質の監視

根 拠 水質汚濁防止法 平成23年度公共用水域の水質測定計画

内 容 比謝川、天願川、金武湾、与勝海域の環境基準の維持達成状況等の監視調査。海水浴シーズン前及びシーズン中に、年間1万人以上が利用する管内の海水浴場の水質を調査を行った。

成果・実績

公共用水域の水質調査結果を第4統計3-(2)、海水浴場の調査結果は第4統計3-(3)に示す。

(3) 赤土等流出防止対策

目 的 赤土等の流出による公共用水域の水質の汚濁（水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図る。

根 拠 沖縄県赤土等流出防止条例

内 容 1,000m²以上の一団の土地における土地の形質を変える事業行為（宅地造成、道路工事、農地造成等）を行う者は、県知事に、赤土等の流出防止対策を記載した届出書（民間事業）もしくは通知書（公共工事）を事前に提出することになっており、保健所は届出書等の受付及び審査、現場の対策指導及び監視を行っている。

成果・実績

平成23年度における沖縄県赤土等流出防止条例に基づく事業行為の通知及び届出件数は、合計で278件であり、10,000m²以上（本庁審査）は51件、10,000m²未満（保健所審査）は227件であった。（第4統計3-(4)）

(4) 土壌汚染対策

- 目的 土壌汚染による人への健康被害を防止
- 根拠 土壌汚染対策法（平成15年2月 施行）（平成22年4月1日 改正）
- 内容 汚染された土壌が土地の形質の変更により拡散することを防ぐため、土壌の掘削範囲と盛土範囲をあわせて3,000㎡以上の土地の形質の変更にあたっては30日前までに県への届出を提出し、保健所での受付及び審査を行う。
- 成果・実績
平成23年度の届出件数106件、自主調査3件、調査命令0件
（第4統計3-(5)）

(5) 廃棄物対策

- 目的 廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
- 根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律、ちゅら島環境美化条例
- 内容 廃棄物の排出事業者、処理業者及び処理施設に対する監視・指導、廃棄物不法投棄防止のためのパトロール、ちゅら島環境美化条例の県民、事業者等への周知。
- 成果・実績
平成23年度は、排出事業者、産業廃棄物処理業者及び処理施設に対し、延べ391件の立入検査を行い、11件の文書指導を行った。又、市町村及び警察署等関係機関との連携による廃棄物不法投棄防止のための一斉パトロールを実施した。

(6) 浄化槽

- 目的 浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。
- 根拠 浄化槽法、沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- 内容 浄化槽の設置等に係る各種届出書の受付及び審査、台帳の作成による設置状況の把握、浄化槽保守点検業の登録、浄化槽の維持管理に関する指導などを行っている。
- 成果・実績
平成23年度末現在、中部保健所管内の浄化槽設置基数は、単独処理浄化槽が25,142基、合併処理浄化槽が6,902基の計32,044基である（台帳登録件数）。当所では、浄化槽管理者に対し、浄化槽に関する知識の向上を図るとともに、定期的な保守点検及び清掃を実施するよう助言、指導を行っている。

(7) 公害苦情処理

- 内容 住民等からの公害関係苦情を受けて、現場の調査を実施すると共に発生源等に対して行政指導を行い、必要に応じて関係法令に基づき改善するよう勧告する。

成果・実績

平成23年度に処理した公害関係苦情処理件数は下表のとおりである。

苦情の種類	処理件数	発生源等
大気汚染（ばい煙・粉じん・アスベスト）	2	工場・事業場等
水質汚濁（事業場排水・浄化槽・赤土等）	9	個人住宅、開発現場
騒音・悪臭	2	畜産業、工場等
その他（廃棄物関係・野外焼却 等）	8	事業場
合計	21	

（8）水質汚濁に係る事故処理

内 容 中部保健所管内の公共用水域において、魚類のへい死事故、油流出事故、米軍基地由来の排水事故が発生した場合、現地調査や各関係機関に連絡を速やかに行い、その原因究明や被害防止に努める。

成果・実績

平成23年度に発生した事故は下記のとおりである。

事故の分類	事故発生件数（件）
魚類のへい死	4
油流出事故	0
米軍基地排水事故	1
その他	2
合計	7

3 生活衛生（生活衛生班）

（1）簡易専用水道

目 的 簡易専用水道の管理を適正に行う。

根 拠 水道法

内 容 水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、有効容量10m³を超える受水槽を「簡易専用水道」といい、設置者は保健所への届出及び貯水槽の清掃・定期検査等の維持管理が義務づけられている。

成果・実績

平成23年度は16件の設置届があり、管内の届出総数は777件となっている。また、年1回の定期検査の実施状況は99%であった。

（2）生活衛生関係営業施設

目 的 理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場の業務が適正に行われ、もって公衆衛生の向上を図る。

根 拠 理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法

内 容 理容所、美容所、クリーニング所の開設時の検査確認、旅館業、公衆浴場、興行場の許可申請時の検査を行う。また、これら営業施設の監視指導を行う。

成果・実績

平成23年度は、理・美容所等の74件の開設届を受理し、旅館業等の20件を新たに許可した。

平成23年度生活衛生関係営業施設届出・許可件数

区分	理容所	美容所	クリーニング所	旅館業	公衆浴場	興行場
開設・許可	13	44	17	19	1	0
変更	5	39	2	13	6	0
廃止	12	31	2	8	0	0
その他	4	6	0	6	0	0

(3) 建築物衛生関係施設

目的 建築物における衛生的な環境の確保を図りもって公衆衛生の向上及び増進に資する。

根拠 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

内容 特定の用途、延べ床面積3,000㎡以上を有する建築物（特定建築物）の所有者は、建築物環境衛生管理技術者を選任し保健所へ届出なければならない。さらに、建築物衛生管理基準に従った維持管理も義務づけられている。また、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業」を営んでいる者は、県知事の登録を受けることができ、現在では以下の8業種が定められている。

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 建築物清掃業 | 5 建築物飲料水貯水槽清掃業 |
| 2 建築物空気環境測定業 | 6 建築物排水管清掃業 |
| 3 建築物空気調和用ダクト清掃業 | 7 建築物ねずみ昆虫等防除業 |
| 4 建築物飲料水水質検査業 | 8 建築物環境衛生総合管理業 |

平成23年度建築物衛生関係届出件数

区分	特定建築物	登録営業所
新規届・登録申請	3	28
変更	20	9
廃止	0	0

(4) 墓地・納骨堂・火葬場

目的 墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること

根拠 墓地、埋葬等に関する法律

内容 許可申請のあった墓地等について書類審査、現地調査を行う。

成果・実績

平成23年度の個人と法人墓地の許可件数は、それぞれ202件と1件だった。

恩納村においては平成21年4月1日より、宜野座村においては平成22年4月1日より、金武町・読谷村・中城村については平成23年4月1日より、法律に基づく墓地等経営許可等の権限について移譲された。

(5) 海洋危険生物危害防止

目的 ハブクラゲ等海洋危険生物による危害を未然に防止する。

根拠 ハブクラゲ等危害防止対策事務処理要領

内 容 海洋危険生物の発生状況、刺咬症情報等を収集し、県民及び観光客等への情報提供や予防対策の指導を実施。管内の海水浴場やホテル、旅館などにポスターやパンフレットを配布し、利用者へ注意を促すとともに、管理者には、遊泳区域のネットの設置などを依頼している。

被害状況 平成23年度の中部保健所管内被害件数は海洋危険生物全体で52件（内ハブクラゲは34件）だった。

(6) ハブ対策

目 的 管内市町村のハブ対策について関係機関と連携を図り、ハブ咬傷の未然防止に努める。

根 拠 沖縄県ハブ対策基本計画、沖縄県ハブ対策連絡協議会設置要綱

内 容 中部保健所管内ハブ対策地区協議会設置要綱を定め、所内におけるポスター掲示及びポスター、パンフレットの配布など啓発活動を実施した。

4 医務薬務（生活衛生班）

(1) 医事

目 的 医療従事者免許申請事務と併せて、病院、診療所等医療施設の構造設備を確認、指導すること等により管内における適切な医療提供体制の確保を図る。

根 拠 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法等。

内 容 免許申請、許可申請又は届出のある件につき書類審査又は現地調査を実施する。

ア 業務

医師など医療の担い手は、医療を受ける住民に対して良質で適切な医療を行う責務があるため、専門的知識と技能を保持するとともに、住民の健康な生活を確保するという公共的な任務を有する。このため、これらの資格を高い水準で定める免許制度となっている。

保健所では、医療従事者の関係法律により、免許申請を受け付けている。

また、病院、診療所、あん摩マッサージ指圧師施術所など保健医療施設の開設等に伴う届出等の受理、施設検査等を行っている。

管内の29病院を対象に、毎年1回、医療法第25条に基づく立入検査を実施している。病院医療監視といわれるものであるが、医療事故防止や院内感染防止対策など適正な医療の確保に資するため、医療法上の医療従事者数、管理、帳票・記録、業務委託、防火・防災体制及び放射線管理の6部面にわたり検査を実施している。

イ 市町村別医療施設状況

平成24年3月末現在の管内医療施設は病院29施設、診療所が420施設となっている。

なお、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）により、病院とは医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの、診療所とは医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものとそれぞれ定義されている。

ウ 管内病院施設

管内にある29の病院については、第5資料の病院施設の項に一覧表を掲げる。

(2) 薬事

目的 薬剤師免許申請事務と併せて、薬局、医薬品販売業等の構造設備を確認、指導することにより管内における適正な医薬品等の供給体制の確保を図る。

根拠 薬剤師法、薬事法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法等。

なお、平成18年「薬事法の一部を改正する法律」により、昭和35年制定の現行の薬事法制定以来、46年ぶりに医薬品販売制度が大幅に改正され、同年6月から一部施行され、平成21年6月1日から全面施行となった。

その主な改正点は、医薬品のリスクの程度に応じた情報提供と相談体制の整備、一般用医薬品の販売を担う新たな専門家として登録販売者の創設（平成20年度から都道府県で試験を実施）、医薬品販売業における適切な情報提供及び相談対応のための環境整備、医療用医薬品と一般用医薬品の区別の明確化及び医薬部外品の整理等である。

内容 免許申請、許可申請又は届出のある件につき書類審査又は現地調査を実施する。

ア 業務

医薬品は医療上有用であり、その品質、有効性及び安全性の確保が必要であることから、薬事法に基づく薬局、医薬品販売業などの店舗等の監視指導を実施している。

そのほか、毒物又は劇物はその使用目的を誤ると、公衆衛生上の危害が大きくなることなどから、毎年、危害防止運動月間を設定し、住民に周知を図るとともに毒物・劇物の適正管理等について関係登録施設の監視指導を行っている。

麻薬は疼痛緩和など医療上有用であることから、その施用等にあたっては県知事の免許を受けて行うことができる。関係申請書等は保健所において受け付けている。

イ 薬局及び医薬品販売業許可施設数

管内に所在する薬局、医薬品販売業店舗数は第4統計5-(2)のとおりである。

ウ 毒物劇物取扱施設

管内に所在する毒物劇物販売業の登録店舗数等は第4統計5-(3)のとおりである。

エ 薬物乱用防止

薬物乱用は単に乱用者自身の精神や身体の問題にとどまらず、家庭内の暴力などによる家庭の崩壊など社会全体の問題となることから、毎年、薬物乱用防止運動を展開し、住民に対して薬物乱用のおそろしさ、関係法律の厳しい規制等周知を図っている。

麻薬、覚せい剤、シンナーなどの薬物乱用について、管内には、知事から委嘱を受けている沖縄県薬物乱用防止指導員が48名おり、各地域において薬物乱用防止の草の根運動を行っている。

(3) 献血思想の普及

現在、血液の機能を完全に代替できる手段がないため、医療において輸血は欠かすことのできない治療法であり、必要な血液を確保するには、住民の献血（400mL・200mL・成分）によらなければならない状況である。

なお、平成14年7月25日、血液製剤の安定供給をめざす「国内自給の確保」を基本理念とした「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が成立し、同年7月31日公布された。

献血事業推進については、各市町村に献血の一層の推進を図るため組織されている、献血推進協議会との連携を強化していく取り組みへシフトしている。

II 健康づくり施策（健康推進班）

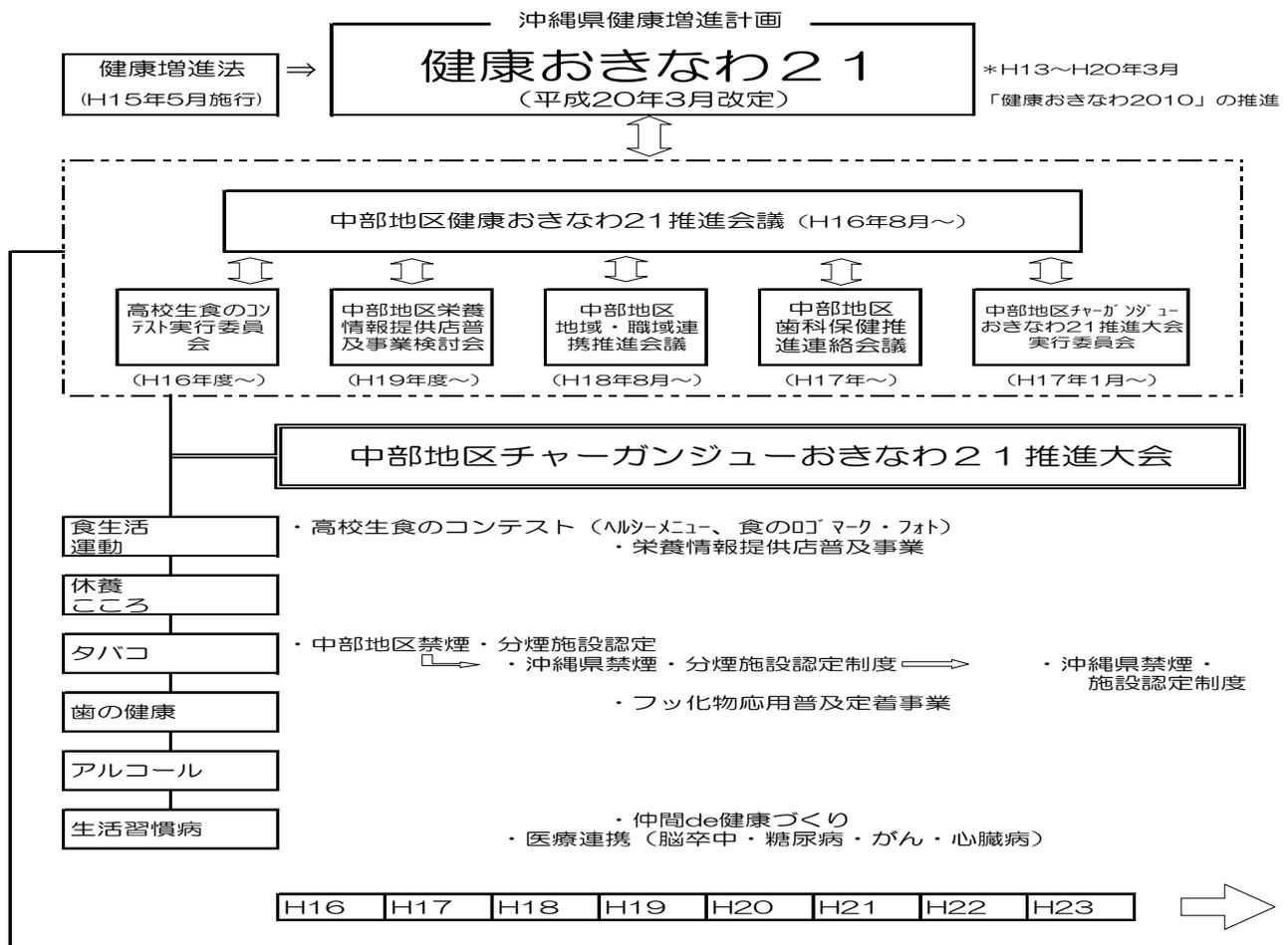
1 健康増進

(1) 健康おきなわ21の推進

ア 根拠法令及び目的

沖縄県は、長寿県として広く全国に認知されてきたが、男性の平均寿命が平成12年に26位に転落。がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病等の生活習慣病が増加し、次の世代の長寿が危ぶまれる状況となった。このような状況の中、平成12年3月厚生省発健医第115号及び健医第613号により、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の推進について」が示された。沖縄県では、県民の早世の予防、健康長寿の延伸、生活の質の向上を目的とし、平成13年に「健康おきなわ2010」を策定。県民一体の健康づくり運動に取り組んできた。平成15年5月には健康増進法が公布され、健康増進法第8条において県・市町村は、「健康増進計画」を策定することが謳われたことから、県は、長寿の復活に向けた行動計画として「健康おきなわ21」へ改定。県民の健康づくりをさらに積極的に推進することとした。

イ 中部地区健康おきなわ21の事業展開



<市町村支援>

市町村健康増進計画策定	*2010計画策定				*見直し	
見直しの推進	宜野湾市	恩納村	北中城村	うるま市	宜野湾市	
	沖縄市	読谷村	嘉手納町	金武町		
	宜野座村		北谷町			
			中城村			

ウ 保健所としての取り組み

(ア) 中部地区健康おきなわ21推進会議の開催

目的：健康おきなわ21を中部地区において推進し、健康づくり運動を積極的に推進するとともに、市町村健康づくり計画の策定、モニタリング、評価を支援する。

開催：第1回 平成23年7月29日（金）

内容：協議事項

○中部地区における「平成23年度 健康づくり」の取組について
保健所、関係機関・関係団体

報告事項

○仲間 de 健康づくりについて

○中部地区における糖尿病医療連携について

○平成23年度 「第9回チャージョーおきなわ推進大会」
について

(イ) 中部地区チャージョーおきなわ21推進大会実行委員会の開催

目的：中部地区チャージョーおきなわ21推進大会を効果的、かつ円滑に実施するため、実行委員会を設置し、推進大会当日までの具体的な作業を担う。

開催：第1回 平成23年8月19日（火）

第2回 平成23年12月12日（月）

委員：市町村、健診機関、商工会連絡協議会、婦人連合会、食品衛生協会

(ウ) 中部地区チャージョーおきなわ21推進大会の開催

経過：中部保健所では、管内の市町村の増進計画策定に係る過程の中で、市町村や地域団体と連携した「地域ぐるみの健康づくり」の必要性を実感。地域全体が一つになるイベントとして推進大会を企画し、平成15年度より開催することとなった。

第1回大会は、講演を中心に開催。平成16年度の第2回大会から第7回大会までは、中部保健所管内の住民へ健康づくりを強くアピールすることを目的に、管内11市町村を回る車両パレードを中心に各市町村でも多彩なイベントを開催してきた。平成22年度の第8回大会よりシンポジウム形式で開催。

<第9回大会>

目的：働き盛りの年齢の過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調などの健康問題が重要な課題となっている。「休養・こころの健康づくり」をメインに「ストレスとの上手な付き合い方」についてパネルディスカッションを開催

日時：平成24年2月15日（水）午後1時～5時

場所：読谷村文化センター 鳳ホール

内容：○パネルディスカッション「ストレスとの上手な付き合い方」

○表彰

仲間 de 健康づくり実践優良団体及び個人

地域健康づくり実践優良者

○関連行事

各種団体・組織、市町村による健康づくり活動紹介

「FMよみたん」ラジオ生番組にて大会ピーアール

(エ) 管内市町村健康増進計画推進の支援状況

a 管内市町村健康づくり推進協議会の運営支援

○宜野湾市・沖縄市・うるま市・恩納村・宜野座村・読谷村・嘉手納町
北谷町・北中城村

b 管内市町村健康増進計画の見直し支援

○平成 18 年度までに管内全市町村が健康増進計画を策定。
○平成 21 年度から計画の見直し。

(オ) 生活習慣病対策

a 中部地区における医療連携の推進

○糖尿病連携

平成 19 年に中部保健所で開催した「中部地区糖尿病連携会議」をきっかけに、中部地区医師会に「中部地区糖尿病標準治療推進委員会」が設置された。委員会は、「地域の糖尿病患者は、地域の医療機関で支援する」ことを目指し、研修会、勉強会、糖尿病地域医療連携システムの構築を担っている。

保健所は、委員として参画するとともに、地域と医療の連携に係る調整を行っている。

b 健康づくり支援事業「仲間 de 健康づくり」の実施

目的：生活習慣病を予防するには、個々人の主体的な健康づくりはもちろんのことだが、継続実践には仲間で支えあいながら楽しく取り組むことが効果大である。健康づくり運動（仲間健康づくり）のノウハウを、管内の地域・職域に普及啓発し、健康づくりの輪を広げることを目的とする。

内容：実践推進期間を決め、管内市町村、地域・職域団体に参加を募る。参加者は、5 人一組でグループをつくり、メールを活用して、健康づくりを実践。職場内やグループ内で競い合ったり、励ましあったりしながら実施していくことができる。

表彰：実践推進期間の参加者については、実践ランキングに基づき、「中部地区チャーガンジュールおきなわ 21 推進大会」にて表彰する

参加状況：430 人 20 団体

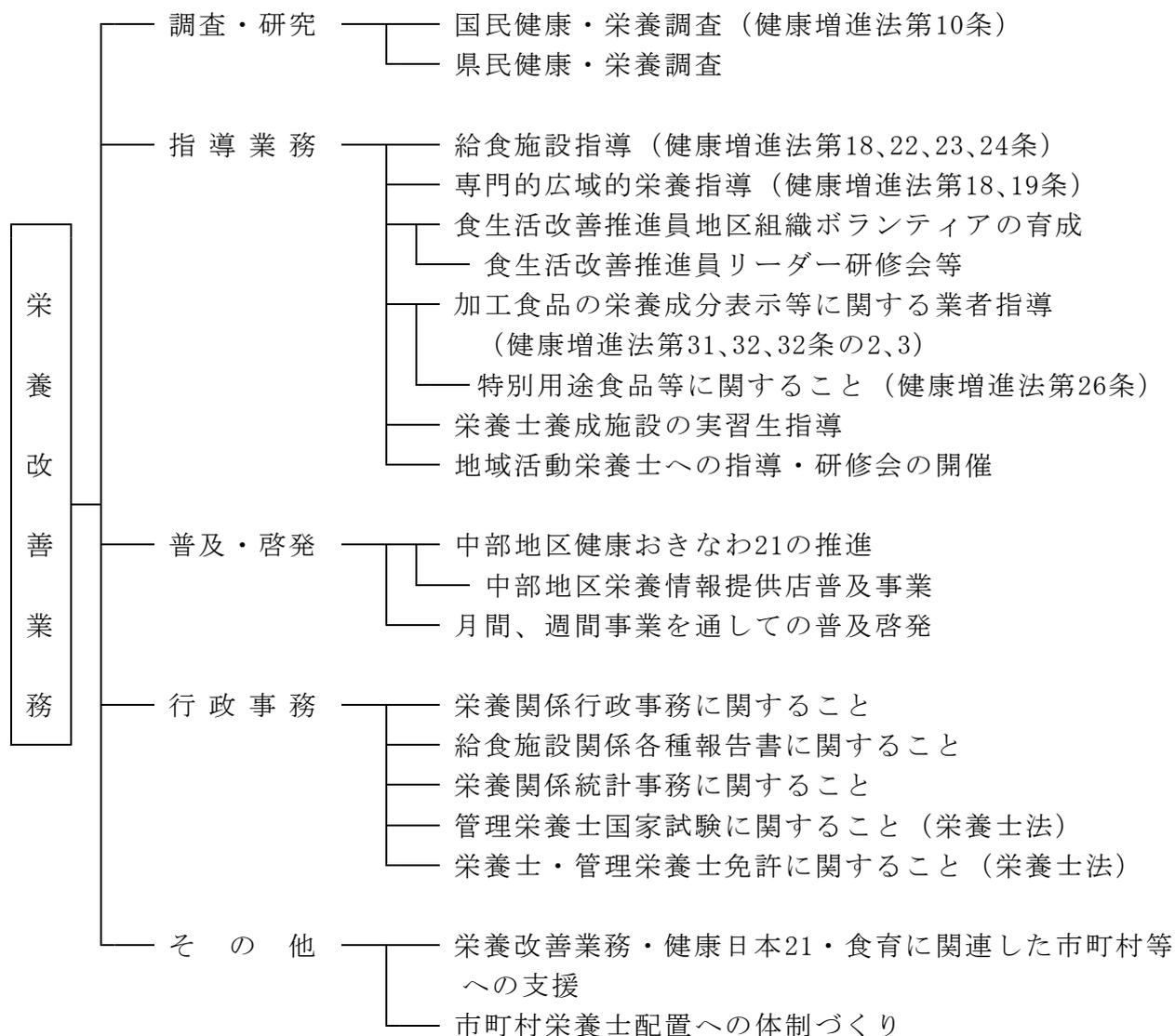
c 普及啓発

○健康増進普及月間等月間行事でパネル展示及びパネル貸出、パンフレット配布等実施

○(社) 沖縄県労働基準協会 中部支部において事業所、受講者向けチラシ配布

(2) 栄養改善事業

地域住民の健康の保持増進を図ることを目的として、地域住民の栄養と健康の現状を把握分析するための調査研究事業、専門的・広域的栄養指導、市町村支援、給食施設の栄養管理指導、食品関係企業等への栄養成分表示指導、食生活改善地区組織の育成及び行政事務等の栄養改善事業を実施している。



ア 栄養指導

健康増進法第18条第1項第1号に基づき、住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を要するものを行う。

表1 栄養指導業務

平成23年度

個別指導					集団指導（延人員）							
					母子		生活習慣病		健康増進		その他	
母子	生活習慣病	健康増進	その他の疾病	その他	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 給食施設指導

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設と特定給食施設の設置者に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行っている。

特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設を言う。

表2 給食施設指導状況 平成23年度

個別指導						集団指導	
学校	病院	児童福祉施設	老人保健施設 老人福祉施設	社会福祉施設	その他	回数	延施設数
0	3	3	0	0	15	1	111

ウ 栄養成分表示等に関する相談・指導

肥満や生活習慣病の増加を背景として、食を通じた健康づくりに対する県民の関心が高まっている。

県民の食品選択を支援する観点から、食品の栄養成分について名称や含有量などをわかりやすく適正に表示し、加工食品等の栄養成分に関する適切な情報の提供を目的として、食品関係企業へ対し、加工食品の栄養成分表示等の相談及び指導を行っている。

表3 栄養成分表示等の相談・指導状況 平成23年度

栄養成分表示	特定保健用食品等
85件	0件

エ 研修会等の開催状況

市町村の栄養改善業務や健康づくり担当者、食生活改善推進員地区組織や地域活動栄養士の相互の連携と知識の向上を目指すため研修会及び会議を開催している。

表4 研修会開催状況 平成23年度

開催年月日	会議・研修会内容	参加人数
6月2日	市町村栄養担当者会議	24人
9月29日	糖尿病予防推進リーダー研修会	43人
2月29日	糖尿病予防推進リーダー研修会	39人

オ 地区組織の育成

食を通じた健康づくりを推進するため、栄養の知識・技術を習得した食生活改善推進員が市町村健康づくり事業及び食生活改善推進員中部支部事業で活躍している。

各市町村の食生活改善推進協議会及び中部支部結成状況は表5のとおりである。

表5 市町村食生活改善推進協議会結成状況 平成23年6月現在

市町村名	協議会結成年月日	協議会会員数
沖縄市	平成元年5月29日	153人
うるま市	平成18年6月1日	69人
読谷村	平成12年1月11日	38人
宜野湾市	平成15年4月1日	40人
嘉手納町	平成19年5月31日	30人
北谷町	平成20年5月26日	14人
中部支部	平成14年12月12日	344人

カ 中部地区栄養情報提供店普及事業

食環境整備事業として、飲食店との協働によりメニューの栄養成分表示や栄養・健康に関する情報を提供し、住民がその情報を参考にして外食を選択し、正しい食生活の実践につなげることを目的として平成19年度より実施。平成23年度も市町村との協働により登録店舗数が増加した。

(ア) 事業の説明及び講習会の開催

a 食品衛生講習会での事業説明：42回

(イ) 登録店舗数：47件

キ 栄養士免許・管理栄養士免許関係

栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条に基づき申請業務を行っている。
その状況は表6のとおりである。

表6 管理栄養士免許・栄養士免許申請等状況

平成23年度

管理栄養士			栄養士			合計
申請	訂正	再交付	申請	訂正	再交付	
21	14	0	25	27	4	91

ク 国民健康・栄養調査、県民健康・栄養調査

国民健康・栄養調査及び県民健康・栄養調査を実施し、管内健康づくり及び栄養改善事業に活用している。

<国民健康・栄養調査>

健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に実施されている。

< 県民健康・栄養調査（5年に1回実施） >

県民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、県民の健康増進対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に沖縄県が実施するものである。

平成18年度は、平成20年度の医療制度改革に伴う沖縄県の健康増進計画改定のため全国統一の手法を用いて県民健康・栄養調査を実施した。

平成23年度は沖縄県健康増進計画「健康おきなわ21」の中間評価及び次期計画の基礎資料を得ることを目的に沖縄県が実施した。

表 7 調査概要

平成23年度

調査年度	区 分	調査地区	世帯数	世帯人数	調査内容
平成17年度	国 民	宜野湾市 北谷町	21 10	55 28	
平成18年度	国 民	沖 縄 市	14	37	*調査内容 ①栄養摂取状況調査 ②身体状況調査 ③生活習慣調査 *平成18年度沖縄市(1地区) は国民・県民重複
	県 民	うるま市①	24	64	
		うるま市②	26	61	
		うるま市③	22	76	
		宜野湾市	31	89	
		沖縄市①	21	66	
		沖縄市②	14	33	
		沖縄市③	17	39	
中城村	14	30			
平成19年度	国 民	宜野湾市	6	9	
		沖 縄 市	5	7	
平成20年度	国 民	嘉手納町	15	35	
平成21年度	国 民	宜野湾市	11	22	
		うるま市	18	41	
平成22年度	国 民	宜野湾市	18	30	
		北中城村	11	25	
平成23年度	国 民	沖 縄 市	13	46	*平成23年度沖縄市(1地区) は国民・県民重複 *平成23年度県民健康・栄養 調査は栄養摂取状況調査 有・無の地区に分けて実施
	県 民	うるま市①	26	66	
		うるま市②	19	78	
		宜野湾市①	39	103	
		宜野湾市②	26	60	
		沖縄市①	27	42	
		沖縄市②	37	106	
		沖縄市③	13	46	
		読谷村	43	95	
北谷町	35	68			

(3) 歯科保健事業

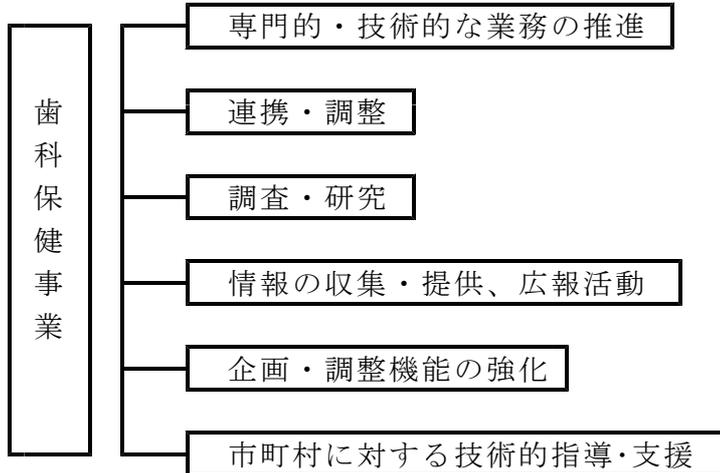
歯及び口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するだけでなく、食事や会話を楽しむなどの豊かな人生を送るための基礎となるものである。

歯及び口腔の健康を保持していくために「8020運動」を推進し各ライフステージに応じた歯科保健対策を行い歯及び口腔の健康増進に努めている。

法的根拠 地域保健法（第5条第1項）、健康増進法（第2章第7条第6号）

歯科保健業務指針（H9年3月健政第138号）

歯科口腔保健の推進に関する法律（H23年8月法律第95条）



ア フッ化物応用普及定着事業（8020特別対策事業）

(ア) 中部地区母子・学校歯科保健推進連絡会議

健康おきなわ 21「歯の健康」を推進するとともに、中部地区の幼児期・学齢期の歯科保健の課題の共有や意見交換を行なった。

日時：平成23年10月20日（木）2時30分～4時30分 15人参加

(イ) 歯と口の健康づくり（フッ化物応用の利用）研修会

フッ化物の安全性やむし歯予防の効果について理解を深め、地域へ推進することを目的に行なった。

日時：平成23年10月6日（木）午後1時30分～3時

対象：読谷村内の学校保健関係者、保育施設関係者、母子保健事業関係者等

内容：講演「宮古地域における乳幼児期・学齢期のむし歯予防の取り組みについて」講師 伊良部中央歯科医院 波平篤樹先生

参加数：30人

イ 障がい（児）者歯科保健事業（8020特別対策事業）

(ア) 中部地区障がい児（者）歯科保健推進連絡会議

障がい児（者）の生活の質（QOL）の向上に向け適切な口腔ケアが行われ口腔状況の改善に繋がるように課題の共有及び意見交換を目的に開催した。（14人参加）

日時：平成23年12月15日（木）午後2時30分～4時30分

(イ) 歯科講話

日時：平成23年12月13日（火）午後3時～4時30分 33人参加

対象：中部地区障害者関係機関ネットワーク会議

内容：講話「障がい（児）の口腔ケア」講師 歯科衛生士 堀宏恵氏

(ウ) 障がい児施設歯科保健アンケート調査

目的：管内の児童サービス施設でのむし歯予防の取り組み状況や課題を把握し、今後の取り組みの基礎資料を得ることを目的とし調査を行った。実施期間：平成24年2月実施、回収率：93%

ウ 普及啓発事業

- (ア) 「歯の衛生週間（平成23年6月4日～6月10日）」パネル展
 テーマ「みがこうよ 未来へつなげる じょうぶな歯」
 開催場所：沖縄小児発達センター、沖縄市市民会館中ホール（中部地区デンタルフェア会場）、所内ロビー。
- (イ) 「第28回沖縄県母と子のよい歯のコンクール」
 平成22年度3歳児歯科健康診査受診児4,637人のうち市町村から14組の推薦数があった。口腔診査を行い3組を管内代表として選出した。
 ※「沖縄県母と子のよい歯のコンクール」は平成23年度で終了。
- (ウ) 健康増進普及月間パネル展（健康づくり関連）
 開催場所：サンエー具志川メインシティ
 歯科内容：「歯間ブラシやデンタルフロス等の使用、歯石除去等の定期管理の定着」パネル展示、チラシの配布を行なった。
- (エ) 食品衛生講習会において歯周病予防関連チラシを配布した。（1,500人）

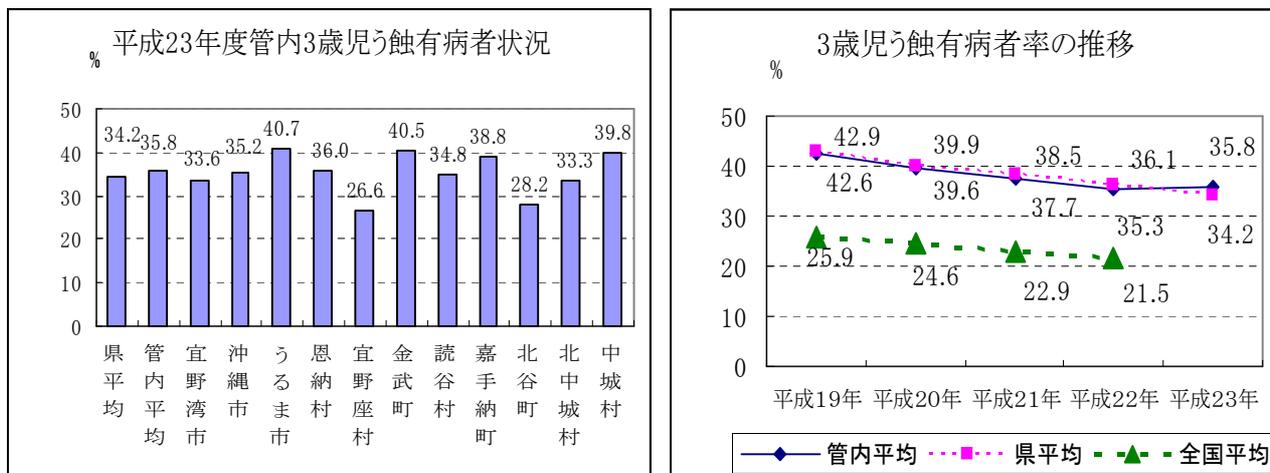
エ その他調査等（主体：県健康増進課）

- (ア) 市町村歯科保健状況調査（平成23年11月～12月）合計11市町村
- (イ) 保育所歯科保健状況調査（平成23年11月～12月）
 合計118件（公立40、私立認可78）
- (ウ) 幼稚園歯科保健状況調査（平成23年9月）合計83件（公立67、私立16）
- (エ) 国民健康栄養調査に伴う歯科疾患実態調査（平成23年11月）
 1地区（沖縄市池原地区）合計24人
- (オ) 県民健康・栄養調査に伴う県民口腔内状況調査（平成23年11月）
 9地区（うるま市石川赤崎、勝連平敷屋、宜野湾市志真志、大山、沖縄市池原、住吉、明道、読谷村楚辺、北谷町吉原）合計291人

オ 情報の収集・提供

- (ア) 管内市町村幼児（3歳児）の口腔状況について既存データの収集

表3 管内幼児（3歳児）の口腔状況（社）沖縄小児保健協会報告書より



カ 市町村に対する技術的な指導・支援

市町村、保育所等へ歯科保健関連データ及びフッ化物洗口の指導助言や歯周病予防や介護予防事業における口腔機能の向上等の資料提供を行った。

(4) タバコ対策

ア 法的根拠

平成12年3月31日付厚生省発健医第115号事務次官通知「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の推進について」各論「たばこ」

平成14年8月2日「健康増進法」公布、平成15年5月1日施行。第25条「受動喫煙の防止」

たばこの消費及び受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護する目的で平成17年2月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効。

イ 事業内容

(ア) 受動喫煙防止対策

a 沖縄県禁煙・分煙施設認定制度の推進

平成18年度5月31日付けで「沖縄県禁煙・分煙施設認定制度」が創設、受動喫煙防止の制度が全県的にスタートした。平成16年度から18年5月30日までに中部保健所受動喫煙防止事業として認定した施設については新たに受動喫煙施設として認定した。

平成23年度は医療機関1施設、飲食店1施設、官公庁関係2施設、保育所4施設、その他の施設5施設の計13施設の認定を行った。

平成23年3月末現在（公表希望施設）では、敷地内完全禁煙施設44施設、施設内完全禁煙施設64施設、分煙2施設で合計110施設となっている。

平成23年度に実施した現況調査は、敷地内完全禁煙施設が12施設、施設内完全禁煙施設が8施設、分煙施設が0施設である。

b 沖縄県禁煙施設認定制度推進ミニ講話

食品衛生講習会において管内飲食店関係者を対象に年51回実施。参加者1,690名

(イ) 研修会

a タバコ対策研修会

タバコによる健康被害の正しい知識及び地域・学校での受動喫煙防止対策の推進を図ることを目的に開催。

日 時：平成23年8月24日（水）午後2時～3時30分

対 象：村内小中学校関係者、村公共施設管理者等

参加数：58名

内 容：講演

「地域・学校における受動喫煙防止対策について」

講師 おくまクリニック院長 奥間裕次先生

(ウ) 未成年者の喫煙防止対策及び禁煙支援

a 市町村健康づくり関係者・沖縄県薬物乱用防止協会等へ禁煙防止教材の貸し出し及び健康教育に関する相談・情報提供

b 管内禁煙治療医療機関一覧のチラシ作成及びパネル作成

c 来所・電話による禁煙に関する相談

(エ) 普及啓発

「世界禁煙デー」（5月31日）及び「禁煙週間」（5月31日～6月6日）

2011年世界禁煙デー(WHO)のスローガン「たばこの規制に関する世界保健期間枠組条約」、禁煙週間のテーマ「みんなで知ろう！たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を受け県立中部病院にてパネル展を開催した。

(5) 地域・職域連携推進事業

ア 目的

近年、国民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん・心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた健康管理を支援することが必要である。

このため、地域保健と職域保健の連携により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービス提供体制を整備することを目的とする。

イ 根拠

平成18年6月30日付け健発第0630003号 厚生労働省健康局長通知「地域保健医療等の推進事業の実施について」の「地域・職域連携推進事業実施要綱」

一部改正：平成21年4月1日付け健発第0401005号

ウ 事業内容

(ア) 中部地区地域・職域連携推進会議の開催

平成18年8月11日「中部地区地域・職域連携推進会議設置要領」を制定し、委員数11名で会議を設置。（平成20年9月1日改定）

平成23年度 中部地区地域・職域連携推進会議の開催

日 時：平成23年7月13日 午後2時～4時

場 所：中部福祉保健所 1階小会議室

内 容：a 特定健診受診率及び職域での健診状況

b 各関係機関における健康づくりの取組状況と課題

・職場・市町村・保健所での取り組み

c 地域・職域連携事業（研修会）の検討

d その他情報交換（アルコール問題について、受動喫煙防止について）

(イ) 具体的な地域・職域連携推進事業について

中部地区地域・職域連携推進研修会の開催

日 時：平成23年9月14日・10月7日 午後1時30分～4時00分

場 所：沖縄市農民研修センター・(株)琉球製糖

内 容：「受動喫煙防止対策について」

「職場における仲間de健康づくりの取組について」

講 師：中部保健所 健康推進班長、喜神サービス 管理課診断課長 氏

対 象：事業所健康管理者、関係機関等

参加者：183名

(ウ) 地域及び職域において健康づくりが実践できるよう中部地区健康づくり支援事業「仲間de健康づくり」プログラムを地域・職域団体へ紹介した。実践後、成績優秀者等を平成24年2月15日に開催の「第9回中部地区チャーガンジューおきなわ21推進大会」にて表彰を行った。

Ⅲ 疾病対策（健康推進班）

1 感染症対策事業

図1 中部保健所における感染症対策事業

感染症対策業務

感染症予防対策

- 感染症発生時、患者接触者の健康診断、疫学調査や感染症の蔓延を防止するために必要な衛生上の指導を実施。
- ライフステージごとの対象者に、感染症に関する知識と予防策についての普及を図る。
- 医療機関・社会福祉施設（老人ホーム・介護施設・保育所等）の職員を対象とした感染症対策研修会を開催。病院・施設における感染対策の標準化を図る。
- 感染症診査協議会の開催
- 市町村が行う予防接種の指示を行い、事業の推進を図る。

感染症発生動向調査事業

- 指定届出機関から感染症発生情報（週報・月報）の報告を受けて、地域的な患者の発生状況、病原体の検索等流行の実態を早期かつ的確に把握し、その情報を速やかに地域に還元・公開。

感染症危機管理

- 新型インフルエンザ等の発生時の体制整備

エイズ・性感染症対策業務

普及啓発・教育

- 学校保健と連携することにより、性感染症の予防教育を学校サイドで実施できるよう支援。
- 保健所来所者やイベント・キャンペーン等を利用して、多くの人を対象に広域的に周知を図る。

検査・相談事業

- HIVや性感染症（梅毒、クラミジア等）の検査相談を実施。
- HIV陽性者への支援体制の整備

エイズ協議会

- エイズ対策の円滑かつ効果的な推進について、関係団体と協議し地域の連携と協力体制づくりを図る。

肝炎対策業務

検査・相談事業

- 肝炎検査及び相談を行うことにより、感染者の早期発見をし、医療につながることで肝硬変・肝癌の予防を図る

肝炎治療促進事業

- B型及びC型肝炎ウィルスの除去を目的として行うインターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療の医療費助成を行う。

(1) 感染症対策の変遷

明治30年に伝染病予防法が制定されてから100年以上が経過し、その間医学の進歩、衛生状況の改善、国際交流の活発化、エボラ出血熱、エイズ等に代表される新興感染症の出現など、感染症を取り巻く環境は、大きく変化してきた。こうした変化に対応して平成11年4月1日から感染症法が施行。同時に伝染病予防法、性病予防法及びエイズ予防法が廃止された。

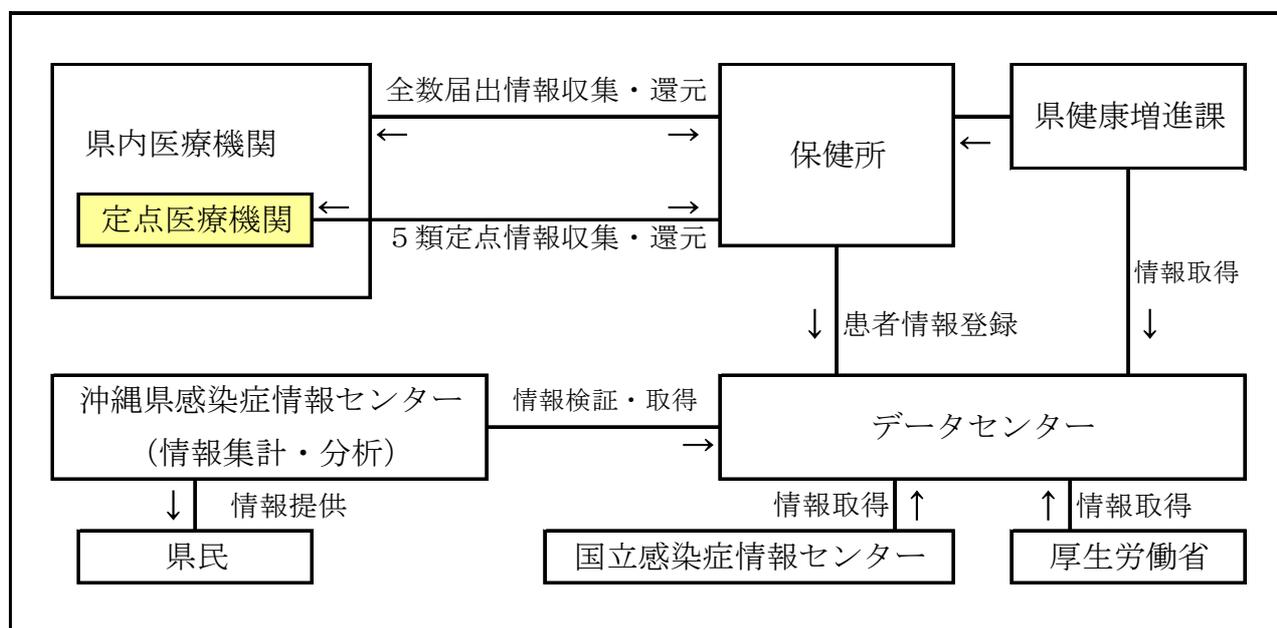
その後、平成18年12月の一部改正では、病原体等の管理体制の確立や、感染症分類の見直し、結核予防法を廃止し、結核を感染症法に組み込むなどの法改正（平成19年4月1日（一部は6月1日）より施行）が行われた。感染症分類に関しては、1類に南米出血熱が追加され、SARSと結核が2類に位置づけられ、腸管出血性大腸菌・コレラ・細菌性赤痢などが2類から3類に変更となった。

さらに、平成20年5月、新型インフルエンザの発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況にかんがみ、感染症法が改正（同年5月12日施行）。鳥インフルエンザ（H5N1）が2類感染症へ追加され、「新型インフルエンザ等感染症」が新たに感染症類型に追加された。また、平成23年5月、チングニア熱が4類感染症に、薬剤耐性アシネトバクターが5類感染症に追加された。

(2) 感染症発生動向調査

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、地域における患者情報及び病原体情報を収集・解析し、これらの情報を関係機関に公表している。

図2 感染症発生動向調査の概要



(3) 感染症発生届出状況

1類から5類感染症（全数把握）が発生した場合は、保健所に届出が必要。1類～4類及び指定感染症については診断してから直ちに、5類感染症（全数把握疾患）については7日以内に保健所に届出を行う。（感染症法第12条第1項）

表1 中部保健所管内1類～5類感染症届出状況の年次推移

分類	疾患名	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
1類	発生なし	—	—	—	—	—
2類	発生なし	—	—	—	—	—
3類	細菌性赤痢	—	—	—	—	2
	腸管出血性大腸菌感染症					
	O-157	—	2	1	7	6
	O-26	2	1	—	2	1
	O-111	1	—	—	—	—
	パラチフス	1	—	—	—	—
4類	デング熱	—	—	—	1	2
	オウム病	—	—	1	—	—
	レジオネラ	3	1	2	2	2
	レプトスピラ	3	7	1	1	2
	マラリア	—	—	—	1	—
5類	急性脳炎	—	2	3	2	1
	ジアルジア症	—	—	—	1	—
	髄膜炎菌性髄膜炎	—	—	—	1	—
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	—	—	—	2	1
	後天性免疫不全症候群	4	5	—	4	4
	劇症型溶血性レンサ球菌咽頭炎	—	—	—	1	1
	アメーバ赤痢	—	1	—	—	1
	梅毒	2	1	—	—	3
	破傷風	1	—	1	—	1
	麻しん	—	16	—	—	—

注1) () は無症状病原体保有者

注2) 麻しんは平成20年より全数把握

表2 中部保健所管内における5類（定点把握）感染症月別報告状況（平成23年）

	疾患	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
1	インフルエンザ	3,534	691	273	801	1,891	759	126	44	59	417	268	389	9,252
2	RSウイルス感染症	5	21	20	13	21	60	52	26	8	1	1	2	230
3	咽頭結膜熱	21	39	23	10	8	5	6	6	0	2	0	7	127
4	A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	59	65	51	49	41	25	17	21	6	11	8	15	368
5	感染性胃腸炎	127	76	124	135	57	21	71	86	45	46	30	43	861
6	水痘	253	238	233	215	165	50	56	37	31	47	52	56	1,433
7	手足口病	75	121	79	49	66	67	160	262	48	16	12	20	975
8	伝染性紅斑	12	10	10	11	8	8	3	14	9	13	11	4	113
9	突発性発疹	14	15	8	21	19	20	18	27	20	33	23	15	233
10	百日咳	4	9	5	3	4	2	6	4	3	8	5	9	62
11	ヘルパンギーナ	3	2	3	2	8	15	16	16	5	4	1	2	77
12	流行性耳下腺炎	28	29	16	13	16	7	4	11	12	14	15	19	184
13	急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	22	61	46	18	38	1	0	186
14	流行性角結膜炎	4	5	7	3	4	22	21	4	1	0	3	0	74
15	細菌性髄膜炎 (真菌性含む)	2	1	2	6	8	2	6	8	0	0	1	1	37
16	無菌性髄膜炎	2	0	1	1	3	4	0	1	3	5	3	3	26
17	マイコプラズマ肺炎	33	26	34	24	17	36	41	21	31	51	47	49	410
18	クラミジア肺炎 (ウム病除く)	1	0	0	2	3	1	0	1	1	0	0	0	9
	計	4,177	1,348	889	1,358	2,339	1,126	664	635	300	706	481	634	14,657

(4) 感染症診査協議会

平成19年4月、結核予防法を廃止し、感染症法に統合したことで、感染症診査協議会と結核診査協議会も統合された。結核以外の感染症発生に伴う開催は平成15年以降なし。

(5) 予防接種事業

予防接種法に基づく定期の予防接種は、市町村長が行うこととされている。保健所は、予防接種法第3条第1項に基づき、市町村が行う予防接種の指示を行い、予防接種事業の円滑な推進を支援。また、予防接種率向上のための関係機関との連絡・連携の役割を持ち、住民からの予防接種相談にも対応している。

ア 管内市町村予防接種担当者会議の開催 年 2回

イ 麻しん予防接種担当者連絡会議を管内市町村教育委員会と合同で開催 1回

ウ 予防接種スケジュール表を作成し、関係機関へ配布

(6) エイズ・性感染症対策

保健所では、昭和62年からエイズについての相談やH I V抗体検査を実施している。平成5年10月より検査が匿名かつ無料で受けられる通常検査体制が開始。平成17年4月には、その日の内に結果がわかる即日検査（予約制・毎週水曜日実施）が新たに開始された。平成18年4月には即日検査実施日を拡大（毎週火・水曜日）し、平成19年5月から夜間即日検査（第3水曜日）を導入した。

また、H I V検査普及週間と世界エイズデーイベントでH I V即日検査を拡充し実施した。

ア 年次別H I V抗体検査・相談実施状況

平成23年の受検者総数は534名。受検者は年々増加していたが、21年より減少している。男性299名(56.0%)、女性235名(44.0%)であった。年齢別では、男女とも20代の受検者（男：103名、女：127名）が最も多く、次いで30代（男：98名、女：51名）となっている。

図3 H I V抗体検査数（男女別）年次推移

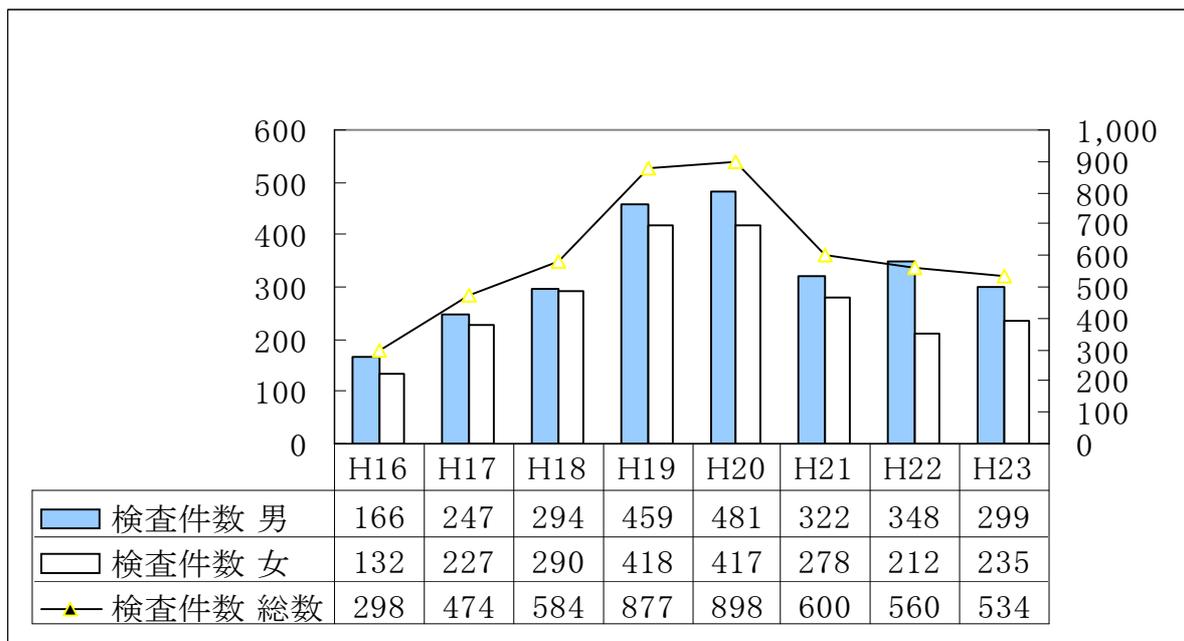


表3 年次別性感染症検査・相談実施状況

年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
梅毒	17	41	75	18	29	96	73

イ 感染症に関する研修会の開催

(ア) H I V対策に係る研修会

日時：平成23年7月25日（月） 午後3時～5時

平成23年7月26日（火） 午前10時～12時

内容・対象

7月25日（月）「H I V抗体検査のあり方、勧め方」

〈対象〉保健所医師・H I V検査担当者、医療従事者、その他

7月26日（火）「学校におけるエイズ教育のあり方」

〈対象〉学校関係者、保健所医師・感染症担当者、医療従事者、他

講師：聖路加看護大学助教 堀 成美

(イ) 感染症研修会

日時：平成24年3月11日（日） 午後2時～4時30分

内容：1 事例報告「急性ウイルス感染症の一例」

講師 豊見城中央病院医師 山口 怜

2 報告疾患について 中部保健所健康推進班長 宮川 桂子

3 「感染症診療に役立つ“症候群”」

講師 サクラ精機（株）学術顧問 青木 眞

対象：管内医療機関医師・その他医療従事者

(ウ) 高齢者施設における感染症対策研修会

日時：平成23年9月16日（金） 午後3時～5時

内容：1 施設における感染症予防対策等について

～さまざまな保菌者の受け入れ体制について～

講師 県立中部病院内科医師 椎木 創一

2 標準予防策や感染経路別予防策の具体的手法について

講師 県立中部病院感染管理専任看護師 兼島 優子

対象：管内老人福祉施設等の施設長及び感染症担当者

(7) エイズ対策連絡協議会

厚生労働省健康局長通知（平成14年3月27日付健発第327013号）エイズ対策促進事業実施要綱、中部保健所地域エイズ対策連絡協議会設置要綱に基づき協議会を設置。エイズ対策の円滑かつ効果的な推進について、関係団体等と協議し、地域の連携と協力体制づくりを図ることを目的とする。委員は、市町村行政担当職員、小中高の養護教諭及び教育行政関係者、医療関係者、ボランティア、その他団体関係者等10名からなる。

(8) 肝炎対策

国は、平成14年度から「C型肝炎等緊急総合対策」を実施。平成16年12月9日にはフィブリノゲン製剤納入先医療機関のリストを公表したこと等で、C型肝炎に関する社会的関心が高まってきた。平成20年度には、新たな肝炎総合対策「肝炎治療7か年計画」を策定。

保健所においては、平成13年6月1日よりC型肝炎に関する相談及び有料での抗体検査を開始。平成14年6月には、HIV検査受検者のC型肝炎検査の無料化（現在は廃止）、平成20年4月1日からはリスクが高い医療行為を受けた者など一部対象者についてC型肝炎検査費用を無料としている。

また、将来の肝硬変、肝がんの予防を図ることを目的に、C型ウィルス性肝炎及びB型ウィルス性肝炎に対して、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費助成を平成20年4月1日（インターフェロン治療）・平成22年4月1日（核酸アナログ治療）より開始している。

さらに、平成23年度から下記の治療も助成対象になった。

平成 23 年度より実施 3 治療

- 1, B 型肝炎に対するペグインターフェロン単独療法
- 2, C 型肝炎の代償性肝硬変に対する 2 剤併用療法
(ペグインターフェロン、リバビリン)
- 3, C 型肝炎に対する 3 剤併用療法
(ペグインターフェロン、リバビリン、テラプレビル)

表 4 年次別 B 型・C 型肝炎検査相談実施状況

年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
C 型	23	66	54	63	103	69
B 型	34	77	30	51	112	78

表 5 平成 23 年度インターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療

医療費助成事業月別申請数

(2 回目インターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療更新を含む)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
申請数	19	6	9	7	4	9	9	4	5	8	13	22	115

2 結核対策事業

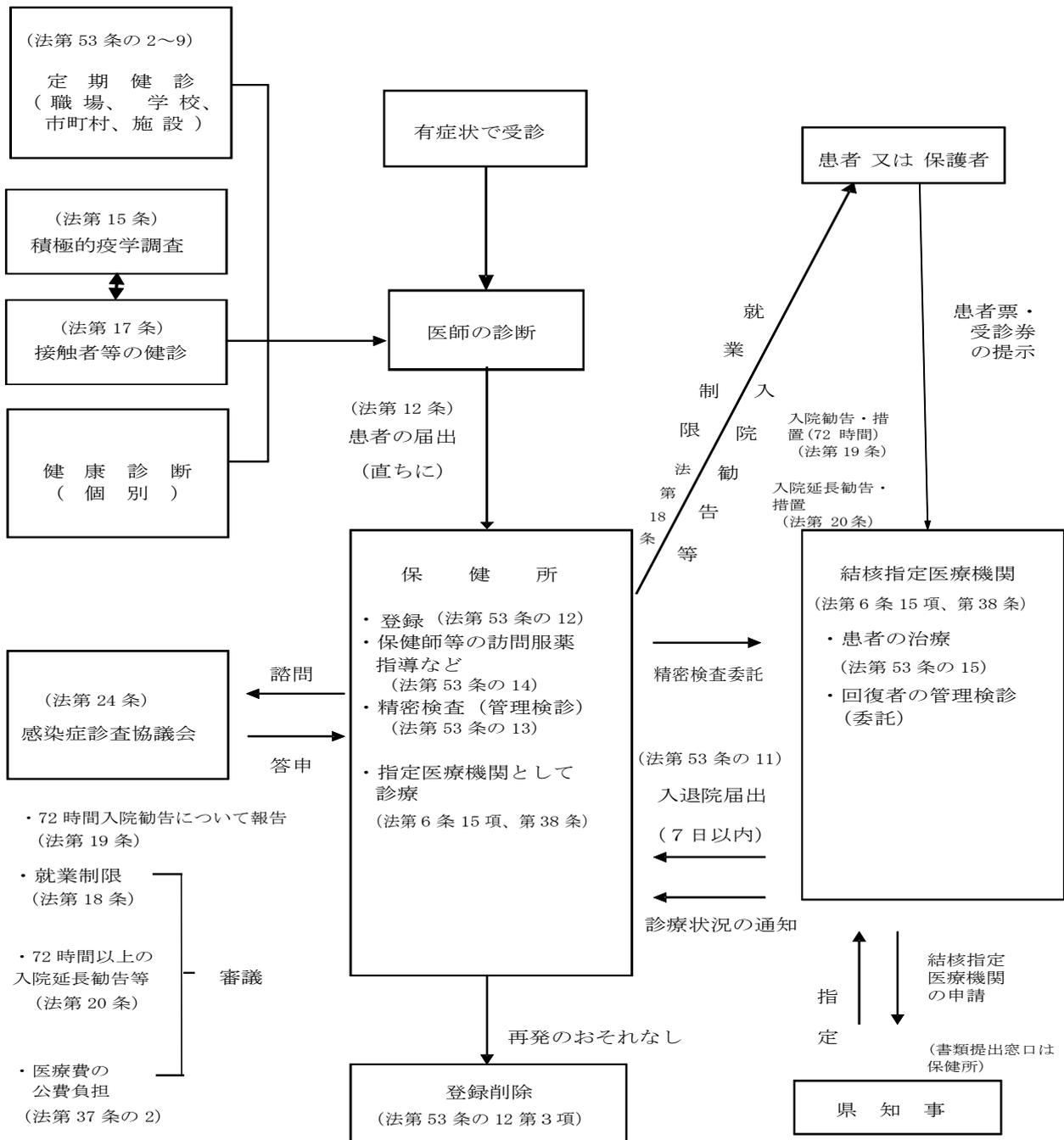
結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、公共の福祉を増進する事を目的とする。

(1) 結核対策における保健所の役割

結核対策は、感染症法に基づいて行われており、登録開始から削除に至る全期間で、患者・回復者・家族に対し保健所で把握された諸情報、訪問で把握された情報、主治医からの情報を基に医療の円滑な実施、社会復帰、周囲への感染防止のための支援を行っている。

(2) 体系図

結核患者の届出から登録削除まで



(3) 結核登録患者状況

ア 新登録患者数及び罹患率の年次推移

年	中部保健所		沖縄県		全国	
	新登録者 (人)	罹患率	新登録者 (人)	罹患率	新登録者 (人)	罹患率
平成19年	94	20.0	252	18.4	25,311	19.8
平成20年	94	19.9	277	20.1	24,760	19.4
平成21年	77	16.2	235	17.0	24,170	19.0
平成22年	84	17.5	260	18.7	23,261	18.2
平成23年	87	18.0	269	19.2	22,681	17.7

*平成19年～平成23年新患者登録実数は転症患者数を除外したもの(資)結核年報
(システムの変更による)

平成23年の新登録患者数は87人、男性50人、女性37人で、罹患率は18.0となっている。

イ 学会分類別新登録患者年次推移

年	区分	活動性結核								※潜在性 結核感染 症 (別掲)
		総数	肺結核活動性						肺外結核 活動性	
			総数	喀痰塗抹陽性		その他結 核菌陽性	菌陰性・ その他			
				総数	初回治療			再治療		
平成19年	中部	94	60	32	27	5	23	5	34	4
	県	252	149	75	63	12	57	17	103	18
平成20年	中部	94	58	27	24	3	27	4	36	8
	県	277	178	83	74	9	73	22	99	21
平成21年	中部	77	57	22	19	3	30	5	20	15
	県	235	169	96	81	15	53	20	66	40
平成22年	中部	84	63	26	26	0	26	11	21	15
	県	261	186	94	89	5	69	23	75	45
平成23年	中部	87	60	27	26	1	28	5	27	41
	県	269	195	88	81	7	79	28	74	94

(資)結核年報

肺結核喀痰塗抹陽性(感染性あり)は、27人で全登録の31.0%。肺外結核は27人で31.0%であり、活動性分類については、肺結核活動性の割合が70%を占めている。また、平成23年は潜在性結核感染症が管内・県ともに急増している。

※潜在性結核感染症：従来「化学予防」「マル初」「予防的治療」などさまざまに呼ばれてきた発病予防の治療をすべて「潜在性結核感染症治療」と呼ぶ。

(2007年4月改正感染症法施行後)

ウ 年齢階級別新登録患者数

年齢区分	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	県	管内								
		252	94	277	94	235	77	260	84	269
年齢別階級別	0～4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5～9	0	0	0	0	1	1	1	1	0
	10～14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	15～19	1	0	3	0	2	1	0	0	0
	20～29	11	4	8	2	12	2	8	1	10
	30～39	13	7	16	6	12	6	10	4	22
	40～49	16	8	14	4	12	8	18	6	20
	50～59	36	10	36	13	43	15	28	8	31
	60～69	44	15	49	17	31	12	39	11	29
	70才以上	131	50	151	52	122	32	156	53	157

資) 結核年報

年齢構成別では、70歳以上の高齢者は51人で全体の59%を占めている。

エ 市町村別新登録患者年次推移

市町村	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	新登録数	罹患率								
宜野湾市	15	16.5	18	19.6	11	11.9	13	13.9	11	11.8
沖縄市	18	14.0	37	28.7	23	17.7	21	16.1	30	22.9
うるま市	28	24.6	24	21.0	17	14.8	25	21.5	23	19.6
恩納村	3	30.8	3	30.8	3	30.6	3	30.3	2	19.5
宜野座村	1	19.4	2	38.5	1	18.9	2	37.4	0	0.0
金武町	1	9.3	2	18.4	3	27.6	3	27.2	1	9.1
読谷村	9	24.0	3	8.0	4	10.5	6	15.6	9	23.2
嘉手納町	1	7.4	2	14.7	5	36.5	4	29.0	2	14.5
北谷町	7	25.8	1	3.7	2	7.3	2	7.3	5	18.1
北中城村	5	31.5	1	6.3	2	12.7	2	12.6	3	18.7
中城村	6	36.5	1	6.0	6	35.3	3	17.2	1	5.5
管内総数	94	20.0	94	19.9	77	16.2	84	17.5	87	18.0
沖縄県	252	18.3	277	20.1	235	17.0	260	18.7	269	19.2

資) 結核年報

平成23年の市町村別罹患率をみると、読谷村23.2、沖縄市22.9、うるま市19.6、恩納村19.5、北中城村18.7の順に高く、管内罹患率を超えている。

(罹患率：人口10万対)

(4) 患者管理

ア 国の結核対策

現在我が国の結核罹患状況は、かつての青少年層の結核罹患・初感染発病を中心とした罹患から一変し、基礎疾患を有する既感染の高齢者の罹患が中心となっている。また、高齢者のみならず、高発病、遅発見、治療中断、伝播高危険群等の特定地域や住民層の存在が疫学的に明らかになっている。これらへ対応するため、結核予防の適正化と治療の強化、きめ細かな個別的対応、人権への配慮、地域格差への対応のため都道府県による結核予防計画の策定等、結核対策を総合的かつ計画的に推進していく。

イ 中部保健所地域DOTS事業

平成17年4月の結核予防法改正（平成18年感染症法に統合）により、結核患者の確実な服薬のための指導や指示は、保健所長や医師の責務として定められ、DOTS（※注）の推進が求められている。

（※注）DOTSとは支援者が服薬を見守り治療を支援するという方法です。

事業の詳細については3調査研究Ⅱ(1)「結核対策特別推進事業」を参照

（ア）中部保健所では平成15年度から、結核特別対策事業として地域DOTS事業を実施している。疾病予防班員で構成する地域DOTSチームにより、毎月1回所内地域DOTS検討会議を開催し、服薬中断が予測されるハイリスク者に対して、事例検討・訪問DOTSによる服薬確認・服薬支援評価を行っている。

（イ）平成16年11月から毎月1回コホート検討会を実施し、服薬患者全数の服薬状況・菌検査情報・治療状況の報告を行い、全患者の治療完遂を目指している。全患者の状況を知ること、服薬継続の問題を早期に把握し、服薬中断の予防に努めている。

ウ 訪問指導（感染症法53条の14）状況

患者の届出により、早期（1週間以内）の患者面接を、実施している。平成23年度の患者面接・訪問指導実人員は133人、延人員407人である。そのうちDOTS指導は実人員124人、延人員365人である。

平成23年4月～平成24年3月

訪問指導				来所相談		電話相談	
実人員	延人員	DOTS 実人員	DOTS 延人員	延人員	DOTS 延人員	延人員	DOTS 延人員
133	407	124	365	303	264	394	206

資）地域保健事業報告

エ 結核相談室における結核登録患者への支援状況

結核登録者の来所相談では、要医療者の公費申請時の来所が多い。

来所時に結核治療への意識づけ、DOTS（服薬確認）への協力依頼や結核の接触者健康診断を行っている。

平成23年4月～平成24年3月

来所数	来所内訳 (延)	
	要医療者 (公費申請・相談)	管理検診
303	255(73)	81

* () は潜在性結核で来所DOTS

資) 地域保健事業報告

オ 感染症診査協議会

感染症法第24条に基づき設置され、同法第18条第1項の規定による就業制限、第19条、第20条の規定による入院勧告並びに入院の延長、第37条の2による医療費の申請に関する必要な事項を審議し、意見を述べる。

委員は医師だけでなく、人権尊重の確保の観点から、法律に関する学識経験者及び医療・法律以外の学識経験者も参加し協議される。

(ア) 感染症診査協議会開催状況

平成23年度開催回数：24回 (原則として毎月第2、第4木曜日開催)

(イ) 公費負担申請諮問件数

平成23年4月～平成24年3月

公費負担申請諮問件数	承認		保留		不承認	
	37条※	37条の2	37条	37条の2	37条	37条の2
293	102	187	0	0	1	3

※37条・・・入院勧告等患者の医療費の公費負担

37条の2・・・外来治療患者に対する医療の公費負担

(ウ) 感染症診査協議会委員

平成23年4月～平成24年3月

区分	氏名	所属・職名
委員長	玉城 和則	日本健康倶楽部嘱託医師
委員	石川 清司	独立行政法人国立病院機構沖縄病院院長
委員	椎木 創一	県立中部病院内科医師
委員	垣花 悠子	中部徳州会病院内科医師
委員	比屋根キヨ子	現所属なし
委員	池間 透	現所属なし

(5) ハイリスク者対策

ア 接触者健康診断の実施 (法第17条)

結核患者の周囲の感染者や発病者の早期発見と感染源調査を目的に患者家族や接触者に対して実施する喀痰塗抹陽性患者との接触者に対して、定期的な健診と発病予防・有症状時の早期受診等の健康教育を実施し、2年間の経過観察を行っている。

(ア) 接触者健康診断検討会の実施状況

平成23年

回数	検討 患者件数	検討 延件数	接触者健診対象（件数）			対象外
			同居 家族	別居 家族	その他 (職場等)	
22	83	123	84	24	33	177

平成23年接触者健康診断検討会の開催は22回であった。
検討会結果は、接触者健診対象141件、接触者健診対象外177件となっている。

(イ) 管内の接触者健康診断受診状況

平成23年

		対象者	受診者	受診率	結核患者	潜在性結核 感染症
家族、その他		314	279	88.9%	2	6
集団	一般病院・精神病院	706	619	87.7%	2	16
	老人・福祉施設等	54	47	87.0%	0	0
	職場・学校等	80	75	93.8%	0	0
計		1,154	1,020	88.4%	4	22

平成23年接触者健診対象者は1,154名で1,020名（88.4%）受診している。
結核患者の発見は4名であり、22名が潜在性結核感染症として治療となった。

イ 接触者健康診断に関する健康教育の実施状況

(平成23年4月～平成24年3月)

健康教育実施状況		
施設数	回数	人数
4	4	120

結核患者発見のあった施設等において
結核についての啓発目的で実施した。

ウ ハイリスク児対策

平成17年4月結核予防法改正により6ヶ月未満児にBCG直接接種の方法が導入された
ことに伴い、コッホ現象疑いとして紹介された児に対し経過観察を行っている。
またそれらの児に対して周囲の感染源調査も併せて実施している。

	保健所紹介数	結果		
		終了(BCGの通常の経過)	経過観察	コッホ診断にて予防的治療
平成21年度	5	3	2	0
平成22年度	2	2	0	0
平成23年度	4	4	0	0

(6) 生化学検査・結核菌検査（塗抹検査、培養検査）（平成23年4月～平成24年3月）

血液検査			喀痰検査			
QFTB	血球計算	生化学	塗抹	培養	同定	薬剤感受性
56	0	76	15	15	1	0

(7) レントゲン種別直接・間接撮影の状況（平成23年4月～平成24年3月）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
要医療														
管理検診	6	11	5	7	9	4	5	2	15	5	3	9	81	
接触者	(直接)	63	21	46	44	44	37	53	61	77	30	49	72	597
	(間接)		47						141			59	82	329
コピー	13	9	16	11	5	1	5	6	25	2	4	2	99	
合計	82	88	67	62	58	42	63	210	117	37	115	165	1106	

(8) 啓発活動（結核予防に関する知識の普及啓発）

ア 結核予防週間（9月24日～30日）

結核予防週間を契機として、結核に関する正しい知識を国民に深めていただくとともに、官民一体となった結核対策への取り組みの意識を高めることを趣旨とする。

(ア) 広報資料等の配布

結核予防週間において、ポスターやリーフレットを活用して、管内医療機関へ68部配布し、結核予防の周知を図った。

(イ) 街頭啓発活動

中部地区結核予防婦人会19名の協力のもと、管内の大型店舗店2ヵ所において「結核予防週間」のぼり掲揚して、咳エチケットのチラシ・新型インフルエンザパンフ及びポケットティッシュ配布を実施し、街頭啓発活動を行った。

(ウ) パネル展示

保健所・管内の大型店舗において、結核に関する基礎知識、管内市町村別結核罹患率等のパネル展示・相談を9月24日～30日の7日間実施。

(9) その他

ア 結核サーベイランス事業

（昭和61年健医発第704号厚生省保健医療局通知による）

結核に関する情報を全国規模で迅速に収集、解析、還元するコンピューター・オンラインシステムを樹立し、有効かつ的確な予防対策の確立に資することを目的とする。

イ 結核指定医療機関

指定医療機関は、感染症法による公費負担患者の医療を担当させるため、感染症法第38条に基づき厚生労働大臣又は都道府県知事が、開設者の指定申請を得て指定するものであり、所在地を管轄する保健所が申請窓口となっている。

結核指定医療機関数

平成23年度末現在

病院・診療所	薬局	訪問看護事業所
76(2)	166(6)	1

() は平成23年度新規指定数

ウ 管理検診委託状況

感染症法第53条の13に基づき、結核治療終了後2年間は再発の有無を確認するため、6ヶ月に1回以上、レントゲン撮影等の精密検査(管理検診)を行う。

管理検診は、受診者の便宜を図り、検診を効率的に実施するため保健所のほか、委託を受けた指定医療機関においても実施される。

エ 結核定期健康診断の実施状況報告(法第53条の2、53条の7)

市町村長、事業所、学校長及び施設の長は、結核の定期健康診断を実施し、保健所長を経由して知事に報告することとなっている。(別表：統計ページ参照)

3 その他の疾病対策

(1) 熱中症発生報告

ア 実施根拠

「沖縄県熱中症対策事務処理要領」に基づき、県民並びに旅行者の健康管理に資することを目的に行っている。

イ 業務内容

6月から9月にかけて情報を公開し注意を呼びかけている。管内では県立中部病院、中部徳州会病院、中頭病院、ハートライフ病院、宜野湾記念病院を定点医療機関とし、週報として発生報告の情報を得ている。

県民・旅行者別 中部管内・県内発生状況 平成23年度

区分		第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	第8週	第9週	第10週	第11週	第12週	第13週	第14週	第15週	第16週	第17週	第18週	合計
		6/1~6/4	6/5~6/11	6/12~6/18	6/19~6/25	6/26~7/2	7/3~7/9	7/10~7/16	7/17~7/23	7/24~7/30	7/31~8/6	8/7~8/13	8/14~8/20	8/21~8/27	8/28~9/3	9/4~9/10	9/11~9/17	9/18~9/24	9/25~9/30	
中部	県民	1	6	6	9	23	14	16	20	14	5	26	18	8	8	13	4	1	12	204
	旅行者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	計	1	6	6	9	23	14	16	20	14	5	26	18	9	8	13	4	1	12	205
県内	県民	1	27	25	26	53	37	36	52	36	22	63	54	15	27	23	6	2	20	525
	旅行者	0	1	1	1	0	1	0	0	2	3	2	1	2	0	0	0	0	0	14
	計	1	28	26	27	53	38	36	52	38	25	65	55	17	27	23	6	2	20	539

今年度の県内熱中症発生件数は539件。中部管内は205件。

管内では梅雨明けの第4週（6/19～6/25）から増え始め、第11週～第12週（8/7～8/20）にかけて多く発生し、第16週～第17週（9/11～9/24）にかけては収束傾向にあったが、第18週（9/25～9/30）では、再び増え始めている。よって、熱中症予防啓発の周知を継続的に行う必要があると思われる。

男女別・県民旅行者別 中部管内発生状況 平成23年度

区分	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城	中城村	管轄外	合計
患者数	8	60	62	3	2	5	5	4	10	7	12	27	205
内訳 (再掲)	男	6	57	56	3	1	5	4	9	7	12	24	188
	女	2	3	6	0	1	0	1	1	0	0	3	17
県民	8	59	62	3	2	5	5	4	10	7	12	27	204
	旅行者	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

男女比では、男性が205件中188件と、ほとんどを占めている。

昨年度6件だった旅行者の熱中症が今年度は1件と減少はしているが、引き続き旅行者に対しては、昨年度同様に注意喚起が必要であると思われる。

市町村別に見ると、うるま市が62件と最も多く、次いで沖縄市が60件となっている。

管内定点医療機関からの報告の中には、中部保健所管轄外の市町村で発生した患者数が27件含まれている。

市町村別・年齢階級別 熱中症発生状況

平成23年度

患者数		宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城	中城村	管轄外	合計
		8	60	62	3	2	5	5	4	10	7	12	27	205
年齢内訳	0～9	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	10～19	0	12	11	1	0	0	2	0	1	3	1	2	33
	20～29	1	12	13	0	0	2	1	1	3	1	1	8	43
	30～39	2	16	12	0	1	1	0	1	4	0	0	4	41
	40～49	1	10	7	1	0	1	1	2	0	1	4	4	32
	50～59	2	5	8	1	1	1	0	0	0	1	4	3	26
	60～69	1	1	5	0	0	0	1	0	1	0	2	2	13
70～	1	3	6	0	0	0	0	0	0	1	0	4	15	

年齢別に見てみると、20～29歳が43件と最も多く、次いで30～39歳が41件、10～19歳が33件となっている。

市町村・発症要因別 熱中症発生状況

平成23年度

患者数		宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城	中城村	管轄外	合計	
		8	60	62	3	2	5	5	4	10	7	12	27	205	
発症要因	屋外	農作業	0	2	4	0	0	0	0	0	0	1	1	0	8
		漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		水泳・甲羅干し	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		運動	1	13	7	0	0	0	0	0	2	3	1	2	29
		ゴルフ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
		屋外作業（就労中）	5	38	36	3	1	4	3	3	6	3	7	18	127
		屋外作業（就労外）	0	2	4	0	1	0	0	0	1	0	0	2	10
		その他	0	1	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6
	屋内	運動	0	1	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
		その他	2	2	4	0	0	1	1	1	0	0	3	4	18

発症要因を見ると、屋外作業（就労中）が127件と最も多く、次いで運動の29件となっている。よって、各現場管理者には注意を呼びかける必要がある。

平成23年度

中 部 保 健 所 管 内	疾患名称	基礎疾患有（件数）
	高血圧症	14件
	糖尿病	4件
	呼吸器疾患	4件
	高血圧症・高尿酸血症	2件
	高血圧症・乳癌術後	1件
	高血圧症・アルコール性肝障害	1件
	高血圧症・腎障害	1件
	関節リウマチ	1件
	不明	1件
合計	29件	

第1週から第18週までの全発生数205件中基礎疾患有りの患者は29件（14%）である。

(2) 骨髄提供希望者登録推進事業（骨髄バンクドナー登録受付）

ア 根拠法令及び目的

(ア) 平成6年9月29日付厚生省発健医第1096号厚生省保健医療局長通知
「骨髄提供希望者登録推進事業実施要綱」

(イ) 「沖縄県骨髄提供希望者登録推進事業取扱要領」 平成7年7月1日施行

目的：骨髄提供希望者が少しでも登録しやすい環境を整備するため、県の保健所で登録受付業務を実施し、骨髄提供者の確保を図る。

イ 骨髄バンク登録事業状況

骨髄提供希望者に対し骨髄移植及び骨髄バンク事業について説明し、本人の了解を得て一次用の採血を行い、検体を沖縄県赤十字血液センターに搬送している。

登録受付窓口：毎月第1・3水曜日の午前中（予約制）

登録受付件数：下の表のとおり

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
17	17	23	3	7	6

(3) 石綿による健康被害に関する救済給付業務

ア 根拠法令及び目的

(ア) 「石綿による健康被害の救済に関する法律」 平成18年3月27日施行
申請は施行期日の一週間前（平成18年3月20日）より行うことができる

(イ) 「石綿健康被害救済給付業務委託契約」：沖縄県（文化環境部環境政策課）、
独立行政法人環境再生保全機構 平成18年4月10日締結
平成18年4月24日より保健所にて受付業務開始

(ウ) 目的：石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。

イ 保健所で行う業務

(ア) 認定申請書、医療費請求書等の受付

(イ) 石綿健康被害救済制度及申請等の手続きの説明・相談

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
認定申請件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別遺族弔慰金等請求件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

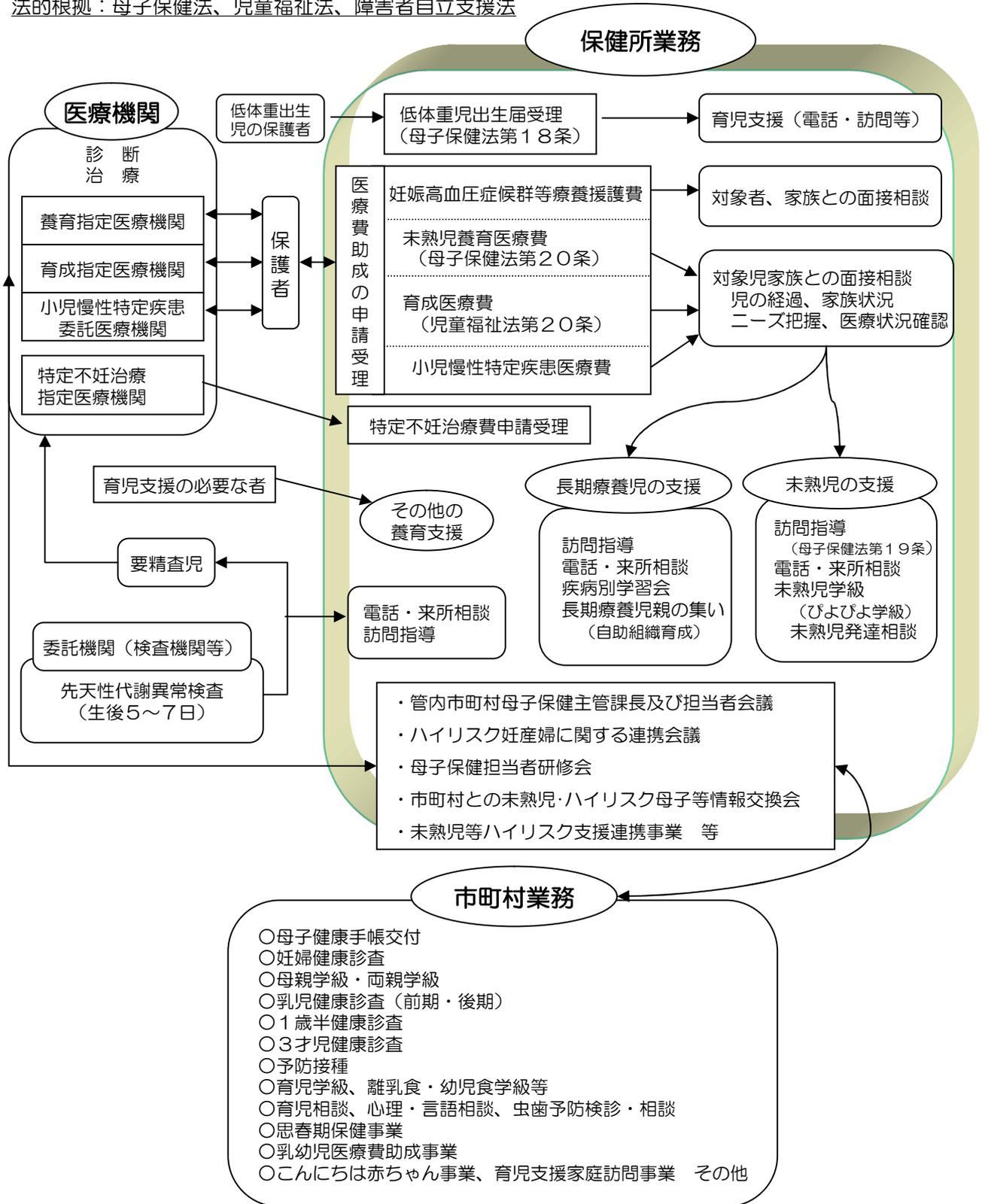
IV 生活支援者施策

1 母子支援

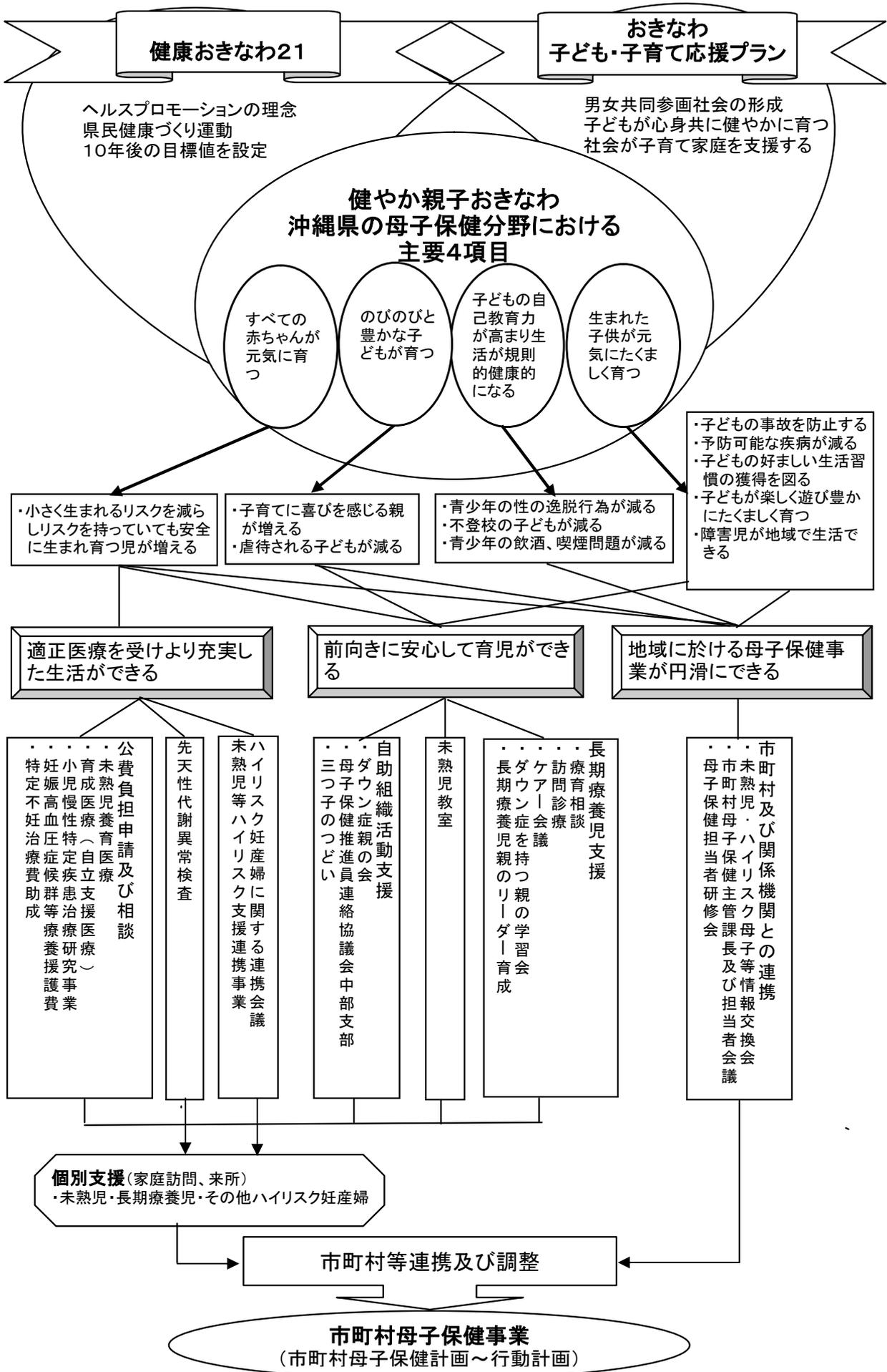
(1) 母子保健(地域保健班)

中部福祉保健所における母子保健業務体系 (図1)

法的根拠：母子保健法、児童福祉法、障害者自立支援法



県の体系図から見た中部福祉保健所における母子保健事業体系（図2）



ア 医療費助成及び相談

(ア) 養育医療給付事業

根拠：母子保健法第20条

目的：養育のため病院又は診療所に入院の必要な未熟児に対しその養育に必要な医療を行う。

対象：出生体重が2000g以下の者。生活力が特に弱く、一般状態・体温・呼吸器・循環器・消化器系統のいずれかの症状を示す者。但し、先天性異常の疾患の症状は対象外である。

表1 市町村別養育医療交付状況 平成23年度

市町村	給付数	再掲			
		1000g以下	1001～1500g	1501～2000g	2001g以上
宜野湾市	26	3	3	16	4
沖縄市	53	9	8	24	12
うるま市	42	5	11	18	8
恩納村	3	0	0	3	0
宜野座村	2	1	1	0	0
金武町	5	0	4	1	0
読谷村	21	4	4	12	1
嘉手納町	5	0	1	2	2
北谷町	10	1	4	4	1
北中城村	10	1	3	6	0
中城村	5	1	0	1	3
合計	182	25	39	87	31

表2 医療機関別交付状況 平成23年度

病院名	総合周産期医療センター		地域周産期医療センター			管内医療機関				管外医療機関		合計
	県立中部病院	県立南部医療センター・こども医療センター	那覇市立病院	琉大附属病院	赤十字病院	やびく産婦人科	中頭病院	中部産婦人科	当山産婦人科	県立北部病院	県外医療機関	
人	119	12	6	24	10	2	2	1	2	1	3	182
割合	65.4	6.6	3.3	13.2	5.5	7			3.8	0.5	1.6	100

* 医療機関別状況をみると、県立中部病院から119人（65.4%）、県立南部医療センター・こども医療センターから12人（6.6%）、管内医療機関から7人（3.8%）、県立北部病院から1人（0.5%）、県外医療機関から3人（1.6%）の養育医療申請となっている。

(イ) 妊娠高血圧症候群療養援護費

根拠：母子保健施行通知

目的：早期に適正な療養を受けることにより妊産婦死亡、後障害を防ぎ併せて未熟児及び心身障害の発生防止をする。

対象：対象疾患は、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患（認定基準あり）であって、入院期間7日以上、世帯の前年所得課税額が15,000円以下の妊産婦が対象である。

内容：妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるために7日以上入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給する。

平成23年度の受給者はいませんでした。

(ウ) 育成医療

根拠：障害者自立支援法 第5条第18項

目的：身体に障害のある児童に対し、指定医療機関（指定医）において生活の能力を得るために必要な医療の給付を行う

対象：18歳未満で、身体障害者福祉法第4条の規定に掲げる障害を有する児童又は現存する疾患が将来障害を残すと認められる児童で、手術等により確実な治療効果が期待できる者。

対象疾患は肢体不自由、視覚機能障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・咀嚼機能障害、内臓障害（心臓、腎臓、その他の先天性内臓障害）、小腸機能障害、肝臓機能障害、免疫機能障害。

表3 育成医療障害別給付数の推移

平成23年度

肢体不自由	視覚機能障害	聴覚機能障害	音声言語機能障害	内臓障害			小腸機能障害	肝臓機能障害	免疫機能障害	合計
				心臓	腎臓	その他				
109	21	29	102	93	5	174	4	2	0	539

表4 育成医療市町村別傷害別状況

平成23年度

障害別	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
肢体不自由	25	34	23	0	0	2	13	2	7	2	1	109
視覚機能障害	6	11	3	1	0	0	0	0	0	0	0	21
聴覚機能障害	4	4	14	0	0	0	3	1	1	0	2	29
音声言語機能障害	22	18	25	0	0	4	9	3	8	7	6	102
内臓障害	心臓障害	32	21	27	0	0	1	5	0	1	4	93
	腎臓障害	1	2	0	1	0	0	0	1	0	0	5
	その他	32	42	35	5	1	4	17	4	16	6	174
小腸機能障害	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
肝臓機能障害	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
免疫機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	124	135	128	7	1	11	47	10	34	19	23	539

表5 指定医療機関別育成医療給付件数

平成23年度

障害別	県立中部病院	県立南部医療センター	琉球大学附属病院	那覇市立病院	中頭病院	中部徳洲会病院	牧港中央病院	小児発達センター	浦添総合病院	その他県内医療機関	県外医療機関	合計
肢体不自由	14	34	45		1	3	1	4	3	1	3	109
視覚機能障害	1	2	10							8		21
聴覚機能障害	8		18						2		1	29
音声言語機能障害	10	5	38	2						39	8	102
内臓障害	心臓障害	6	77	1			5				4	93
	腎臓障害	1		2							2	5
	その他	62	49	37	4	8	12			1	1	174
小腸・肝臓・免疫機能障害	4			2							0	6
合計	106	167	151	8	9	15	6	4	5	49	19	539

(エ) 小児慢性特定疾患治療研究事業

a 小児慢性特定疾患治療研究事業

根拠：児童福祉法第21条の9の2

目的：小児特定疾患として指定された疾患について医療費の助成を行い、患児家族の負担の軽減を図り適切な医療を受けることができるようにする。

表6 小児慢性特定疾患 疾患別受給状況 平成23年度

悪性新生物		慢性腎疾患		慢性呼吸器疾患		慢性心疾患		内分泌疾患		膠原病		糖尿病		先天性代謝異常		血友病等血液疾患		神経・筋疾患		慢性消化器疾患		合計	
新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長
16	55	21	67	24	54	48	123	57	256	12	15	10	29	4	28	4	18	1	22	4	10	201	677
71		88		78		171		313		27		39		32		22		23		14		878	

※延長は一斉更新した数

疾患別では、内分泌疾患が新規、延長併せて313人と最も多く、次いで慢性心疾患、慢性腎疾患となっている。

図1 小児慢性特定疾患 疾患別受給状況

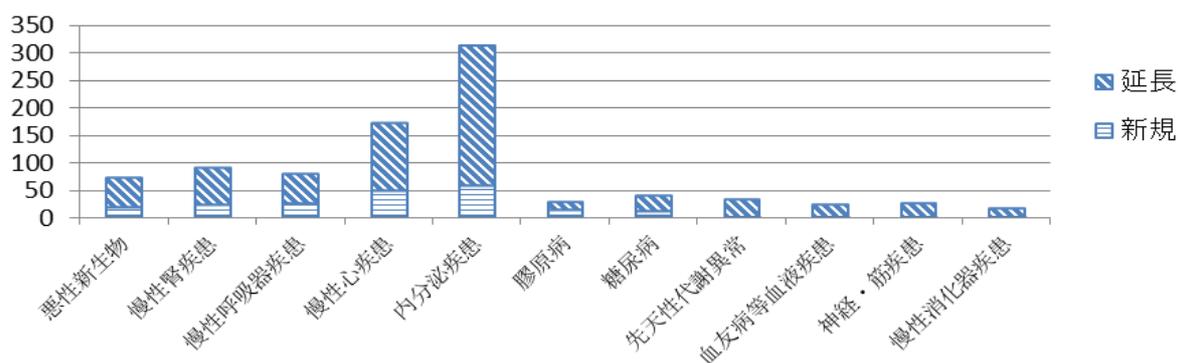


表7 小児慢性特定疾患 市町村別疾患別受給者状況 平成23年度

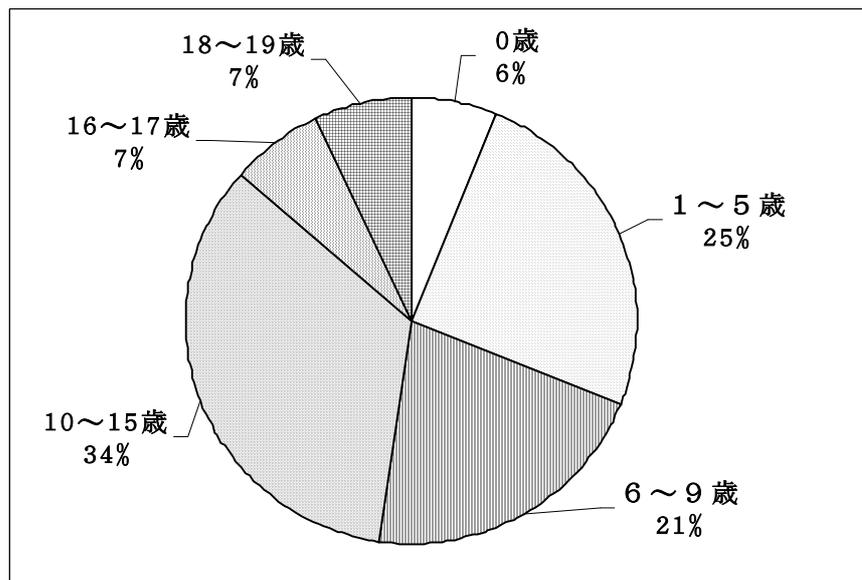
	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	合計
宜野湾市	18	15	6	38	86	5	5	7	2	4	2	188
沖縄市	25	33	27	45	82	8	9	9	9	5	4	256
うるま市	12	20	26	53	64	8	10	8	4	7	2	214
恩納村	0	1	0	1	2	0	0	1	1	4	1	11
宜野座村	1	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	5
金武町		2	4	6	8	1	1	0	1	0	2	25
読谷村	8	2	4	10	26	2	3	2	1	2	0	60
嘉手納町	1	2	1	2	8	1	2	2	2	0	0	21
北谷町	1	4	5	5	12	1	2	1	1	0	1	33
北中城村	2	5	3	8	9	0	2	0	1	1	0	31
中城村	3	4	2	2	13	1	5	2	0	0	2	34
合計	71	88	78	171	313	27	39	32	22	23	14	878

表8 小児慢性特定疾患 年齢別受給者状況

平成23年度

	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	合計
0歳	2	1	12	31	6	0	0	1	0	0	0	53
1～5歳	20	10	34	69	39	14	1	10	6	13	3	219
6～9歳	9	15	12	40	81	4	6	6	3	7	4	187
10～15歳	27	37	16	21	152	5	18	9	8	1	5	299
16～17歳	8	13	2	4	18	0	4	3	4	1	1	58
18～19歳	5	12	2	6	17	4	10	3	1	1	1	62
合計	71	88	78	171	313	27	39	32	22	23	14	878

図2 小児慢性特定疾患 年齢別受給状況



b 小児慢性特定疾患児手帳（ゆいゆい手帳）交付事業

根拠：児童家庭局長通知

児発第1033号小児慢性特定疾患児手帳交付事業実施要領

目的：小児慢性特定疾患治療事業の対象疾患に罹患している児童に対して一貫した治療を行い、本人の健康状態やかかりつけ医療機関の連絡等を記入するための手帳を交付する。

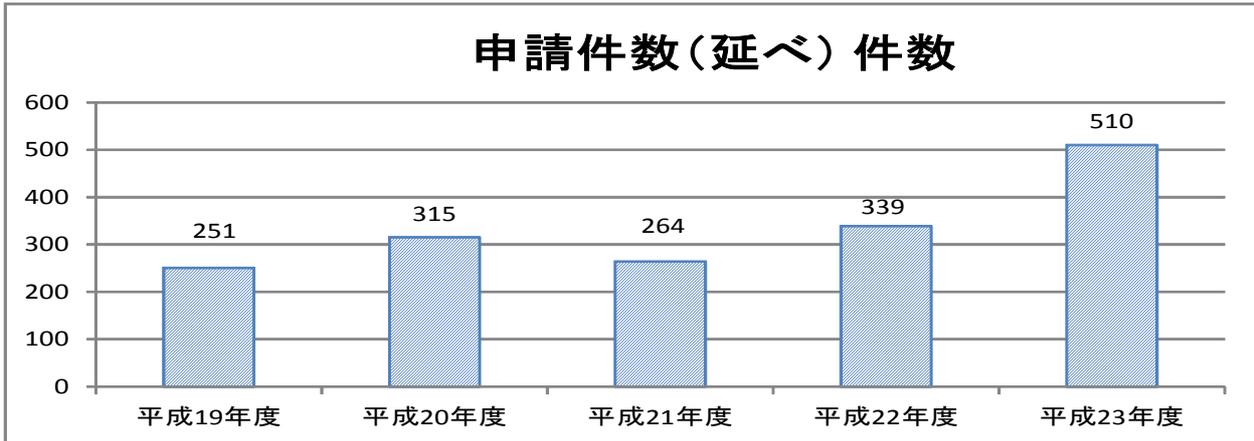
実績：平成23年度の交付件数 125件

(オ) 特定不妊治療費助成事業

根拠：沖縄県特定不妊治療費助成事業実施要綱

目的：不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については、1回の治療費が高額であり、また医療保険の適用外であることから、その治療に要する費用の一部を助成し、もって経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療を行う夫婦に対して、予算の範囲内において助成金を交付する。

図3 年度別特定不妊治療費助成申請件数



※平成19年度から1年度あたり2回まで助成申請、平成21年度からは1回の治療につき助成額が10万円から15万円までに引き上げられている。平成23年度からは、治療1年度は年3回、2年度目以降は年2回まで、通算5年間まで（但し回数が10回を越えない）の助成となっている。

※申請数は年々増加している。平成21年度に申請数が減ったのは、予算の関係で平成22年1月（早期）に受付終了になったため。

表9 市町村別申請状況

	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
平成19年	62	67	44	3	2	8	17	12	30	5	1	251
平成20年	65	95	64	4	1	8	19	10	32	9	8	315
平成21年	63	89	51	7	1	9	14	2	21	1	6	264
平成22年	72	85	77	7	2	13	21	12	31	7	12	339
平成23年	125	136	96	9	8	14	32	13	33	18	26	510

イ 特殊疾病検査

○ 先天性代謝異常検査

目的：先天性代謝異常の早期発見、早期治療により、精神運動発達遅滞等の心身障害の発生を防止する

表10 先天性代謝異常検査における要精査者状況

平成23年度

市町村	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
要精査数	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3
検査結果	異常なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	精査中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	経過観察中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
要治療	1	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	4

ウ 健康教育

(ア) 未熟児（ぴよぴよ）学級

根 拠：母子保健法第9条

目 的：①未熟児を持つ親同士が共通の問題や悩みを話し合うことにより、
育児への不安を軽減させ、また、仲間と交流することにより育児
ストレスの軽減を図る。

②乳児（未熟児）の心身の発育・発達等について知識を得ることで
育児への自信をつける

対 象：3ヶ月～1才の未熟児を持つ親

実施状況：2ヶ月に1回(偶数月開催)

未熟児（ぴよぴよ）学級実施状況

開催月	プログラム	担当者
H23年 4月 10月	・赤ちゃん(未熟児)の 発育、発達の講話 ・交流会	講師：中部病院周産期母子 医療センター小児科医師 保健師
6月 12月	・絵本の講話 ・交流会	講師：沖縄県子どもの絵本 研究会会員 保健師
8月 H24年 2月	・ママのリラックスタイム ・自分への手紙 ・交流会 ・ベビーマッサージと産後体操 ・自分への手紙 ・交流会	保健師 講師：健康運動指導士 保健師

表11 未熟児（ぴよぴよ）学級参加状況

平成23年度

開催月	母	父	児	兄弟	祖父母等	保育ボランティア
4月	5	0	5	0	0	5
6月	4	1	4	0	0	5
8月	7	0	7	3	1	5
10月	7	0	7	0	1	5
12月	5	0	7	0	1	5
2月	7	0	8	0	1	7
合計	35	1	38	3	4	32

※保育ボランティア(報償あり)は沖縄市母子保健推進員の協力を得た。

表12 未熟児（ぴよぴよ）学級市町村別参加状況

平成23年度

市町村	対象数	参加数	参加率(%)	市町村	対象数	参加数	参加率(%)
宜野湾市	35	7	20.0	読谷村	29	5	17.2
沖縄市	80	14	17.5	嘉手納町	6	0	0.0
うるま市	60	9	15.0	北谷町	9	0	0.0
恩納村	1	0	0.0	北中城村	12	1	8.3
宜野座村	3	0	0.0	中城村	5	0	0.0
金武町	11	2	18.2	合計	251	38	15.1

※対象者251人に対して、受講者38人（15.1%）の受講である。

(イ) 三つ子のつどい

根 拠：母子保健法第9条

目 的：品胎児の妊娠・出産・育児は具体的な情報が少ないため、不安が大きい。三つ子養育している保護者や妊婦が集い、交流することで、不安を軽減し、主体的に育児に取り組むことができることを目的とする。また、この集いが自助組織として自主活動へ移行できるよう支援する。

対 象：三つ子とその家族。妊婦とその家族。

場 所：中部福祉保健所3階プレイルーム

実施状況：平成23年8月29日、保護者はグループワーク・交流会。児は別室で遊びプログラム。育児用品の譲渡や秋のピクニック等自主活動として継続することが決まった。

参加者：6家族22名（母6名、児15名、祖母1名）

ボランティアスタッフ：17名（医師1名、母子保健推進員1名、保育士1名、市町村保健師1名、育児ボランティア1名等）

平成24年3月18日は自主活動として開催

参加者：8家族37名（母8名、父3名、児24名、きょうだい児2名）、

ボランティアスタッフ：12名（医師1名、母子保健推進員5名、保育士1名、市町村保健師等3名等）

母親が落ち着いて交流できるよう、保育担当者の確保が必要。

エ 未熟児等ハイリスク児支援連携事業

目 的：支援を必要とする母子が地域で安心して生活できるよう未熟児支援の充実のため周産期母子医療センターと保健所が課題を共有、役割を明確化し入院から一貫した支援ができるようにする。

対 象：養育医療申請で把握した未熟児及び関係機関から紹介のハイリスク児等

場 所：県立中部病院NICU病棟

事業内容：

(ア) 事例検討及び未熟児等連絡会（訪問結果報告等も実施）

毎月第4月曜日午後2:00～3:00 12回

参加者：周産期母子医療センター医師、師長、保健所保健師が主で、必要時に市町村保健師が入る。

養育医療新規申請児115人、その他ハイリスク児243人

(イ) 保健師による病院訪問

(ウ) 病院から保健所へ未熟児出生連絡票の送付

オ 長期療養児療育指導事業

(ア) 事業の概要

根拠：児童福祉法19条2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知平17.8.23 雇児発第0823001号
沖縄県長期療養児療育事業実施要領

目的：疾病により長期にわたり療育を必要とする児童（以下「長期療養児」という。）について、適切な療育を確保するために、その疾病の状態及び療育の状況を随時把握するとともに、その状況に応じた適切な指導を行い、長期療養児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

(イ) 事業内容及び実績

a 長期療養児の親の学習会及び交流会（小児糖尿病）

対象者：小児のⅠ型糖尿病を持つ長期療養児の保護者及び家族

日 時：平成23年12月14日（水）

テーマ：「糖尿病を持つ児と保護者の抱える悩みについて」

内 容：講話（医療機関と保護者の立場から）、意見交換

講 師：①栄野比順子氏

（ちばなクリニック小児科看護師：糖尿病療養指導士）

②銘苺真理奈氏（保護者）

参加者数：11人（8家族）

※学習会の後、家族会が結成された

b 長期療養児の親の学習会

対象者：慢性疾患や発達障害等を持つ長期療養児と保護者及び支援関係者（市町村保健師・保育士、子育て支援センター職員等関係者等）

日 時：平成24年2月9日（木）

演 題：「子育てを考える療育」～生きる力を育むために～

講 師：泉川良範氏（名護療育園施設長）

参加者：51人（保護者45人、関係者6人）

c 親の会育成支援

中部福祉保健所において開催されている自主活動

名 称	小児糖尿病児親の会
日 時	※随時開催
場 所	中部福祉保健所 1階 小会議室
内 容	親同士の交流と情報交換
参加者等	平成24年2月8日、参加者数：8人(6家族)

名 称	中部地区ダウン症児親の会 “スマイルアップ”
開催状況	定例会 毎月1回（第2木曜日）10:00～12:00
場 所	中部福祉保健所 3階 プレイルーム
内容等	年2回会報誌を発行。親同士の交流と情報交換の場、親同士の学び支え合いの場になっている。
参加者	延人員：269人、44家族（会員・非会員含む）

カ 個別支援状況

根 拠：母子保健法第19条

目 的：養育上、必要がある未熟児に対し保護者を訪問し必要な保健指導を行い、療育支援を行う。保健所における母子の訪問指導は、未熟児、ハイリスク妊産婦、長期療養児等となっており、表1は保健所が実施した妊産婦及び乳幼児等の母子訪問指導状況である。

表13 保健所が実施した妊産婦及び乳幼児等の母子保健訪問状況

年度		妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他	総数
平成19年度	実人員	2	146	8	153	11	13	14	347
	延人員	2	162	8	188	15	28	33	436
平成20年度	実人員	0	73	1	106	5	5	18	208
	延人員	0	81	1	147	5	8	38	280
平成21年度	実人員	1	109	1	138	10	19	3	281
	延人員	1	139	1	172	13	28	3	357
平成22年度	実人員	4	134	4	140	13	26	46	367
	延人員	7	155	4	185	19	44	51	465
平成23年度	実人員	3	87	6	141	7	30	16	290
	延人員	8	95	7	172	14	39	21	356

キ 管内市町村母子保健担当者会議及び研修会

根 拠：母子保健法第8条

地域保健法第6条第1号

目 的：市町村が行う母子保健に関する事業の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び技術的援助を行い、市町村における母子保健事業の円滑な実施を図る。また、母子保健に関する研修等を実施することによって、母子保健担当職員の資質の向上と地域の母子保健の向上を図ることを目的とする。

〔会議〕

回数	開催日	内 容	参加者
第1回	平成23年 5月26日	1. 管内市町村の母子保健の課題と重点事業について 2. 「地区診断から評価」：うるま市、中部保健所 （平成22年度中堅保健師研修会報告） 3. 平成23年度新規事業 ①山縣班母子保健情報活用全国モデル事業 ②健やか親子おきなわの推進体制 ③安心・安全な妊娠出産等支援体制整備事業 「妊産婦のメンタルヘルスサポート体制整備事業」	管内市町村 10市町村 (22名)
第2回	平成24年 2月21日	1. 意見交換 ①健康増進計画の中の母子保健計画の位置づけ ②発達障害児支援体制の取り組み ③2歳児歯科検診の効果と今後の計画 ④乳幼児健康診査の未受診者対策 ⑤中部圏域発達障害者自立支援連絡会 ⑥長期療養児療育指導事業（糖尿病親の会） 2. 情報提供	管内市町村 10市町村 (22名)

〔研修会〕

回数	開催日	内 容	参加者
第1回	平成24年 5月26日	テーマ：「発達障害と愛着障害の研修を受けて」 講 師：臨床心理士 吉元 なるよ 県立中部病院総合周産期医療センター 保健師 宮城 瑛利奈 県立中部保健所 地域保健班	管内市町村 11市町村 (25名) 関係機関 6カ所(8名)

ク 管内ハイリスク妊産婦に関する連携会議

根拠：母子保健法第8条

地域保健法第6条第1号、第8号

目的：地域で生活する母子が、安心して妊娠・出産及び子育てできるように、産科医療機関と管内市町村及び保健所が互いにハイリスク妊産婦についての情報を共有し、支援の必要な妊産婦にタイムリーかつ一貫した支援を行う。また、母子保健の課題について情報を共有することで管内の母子保健の向上を図る。

開催日	内 容	参加者
H23年8月9日	第1回ハイリスク妊産婦に関する連携会議 1. 平成23年度妊産婦メンタルサポート体制整備事業 2. 意見交換： ① マタニティマークの普及 ② 妊娠期における保健指導マニュアルの活用 ③ 連携の課題	産科医療機関 10カ所 (11名) 管内市町村 11市町村 (21名)
H24年1月24日	第2回ハイリスク妊産婦に関する連携会議 1. 平成23年度メンタルヘルスサポート体制整備事業 ① 地域支援依頼票に関するアンケート結果 ② 妊産婦のメンタルヘルスサポーターの活動状況 ③ 事例紹介（2事例） 2. 情報提供 ① 母子健康手帳の改正 ② 養育医療・育成医療事務の市町村権限移譲	産科医療機関 10カ所 (12名) 管内市町村 11市町村 (18名)

ケ 市町村との未熟児・ハイリスク母子等情報交換会

根拠：母子保健法第8条、第11条、第19条

地域保健法第6条第1号、第8号

目的：母子保健法第19条の規定により未熟児の対応は都道府県の事務であり、一方新生児の訪問指導は市町村の事務となっていることから、市町村においては未熟児の訪問指導の実施状況を把握する必要がある。このため、保健所は未熟児の支援状況を市町村に通知することにより、連携を図り対象者に効果的な支援を行うこととする。また、管内及び市町村の母子保健に関する課題について情報を共有することにより管内及び市町村の母子保健の向上に寄与する。

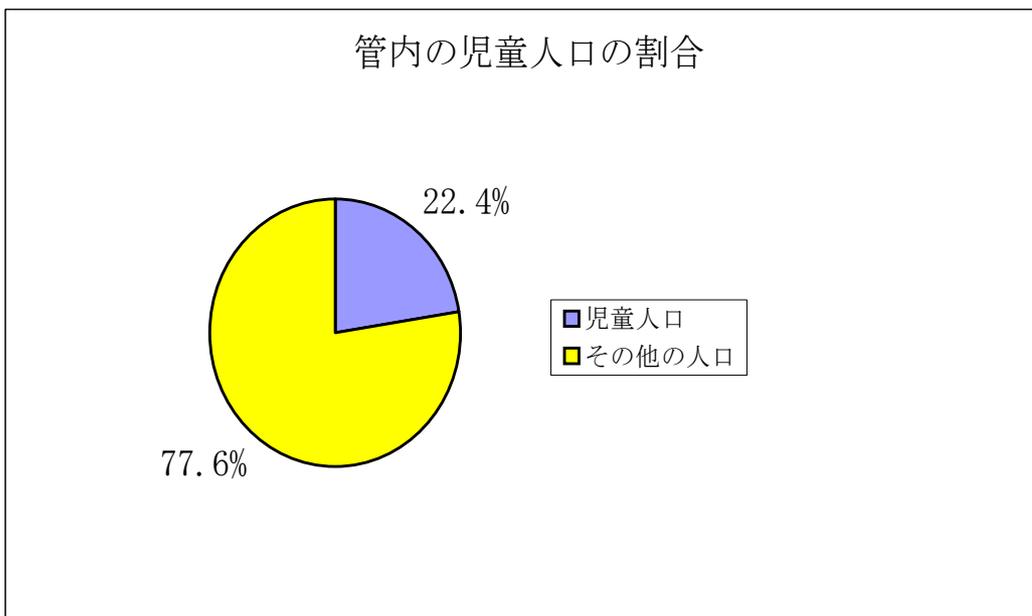
内 容：①未熟児・ハイリスク母子等情報交換（個別事例）
 ②中部福祉保健所管内母子保健情報（母子保健統計等）
 ③各市町村における母子保健に関する課題と重点事業

(2) 児童福祉（地域福祉班）

ア 管内の状況

平成24年 3月末現在の管内の18歳未満の人口は109,942人である。管内総人口485,385人の22.7%が、児童人口である。

市町村別の総人口に占める児童人口の割合は、下表のとおりとなっており、市は沖縄市が最も高く、町村は北谷町、次いで読谷村、宜野座村の順となっている。



市町村別児童人口

平成24年3月末現在

市町村名	総人口	児童人口	比率
宜野湾市	92,467	20,461	22.1%
沖縄市	135,363	31,779	23.5%
うるま市	118,994	26,161	22.0%
恩納村	10,491	1,932	18.4%
宜野座村	5,754	1,285	22.3%
金武町	11,247	2,472	22.0%
読谷村	40,318	9,130	22.6%
嘉手納町	13,898	2,907	20.9%
北谷町	28,251	6,491	23.0%
北中城村	16,513	3,502	21.2%
中城村	17,843	3,822	21.4%
計	491,139	109,942	22.4%

イ 家庭児童相談室

家庭は、児童育成の基盤であり児童の人格形成にとってきわめて大きな影響を及ぼすものである。

家庭における人間関係の健全化、児童養育の適正化等、家庭児童福祉の向上を図るための相談援助を充実強化する目的で、昭和47年5月15日家庭児童相談室が福祉事務所に設置された。

当相談室における児童及び妊産婦の福祉に関する処理は、表1及び表2のとおりである。

平成23年度における処理として、受付経路別にみて児童の福祉に関する市町村からの相談が多く、次いで児童の福祉に関する家族・親戚からの相談となっている。

処理種別としては、助産施設への措置、次いで相談・助言となっている。

家庭児童相談室における処理（児童福祉法）

表1 受付経路別処理件数 平成23年度

発見	児童委員からの通告	児童相談所から送致	児童相談所から委嘱	保健所から通知	警察関係から通知	その他県関係から通知	市町村から相談	学校から相談	家族・親戚から相談	本人から相談	その他から通告	合計
0	0	0	0	0	0	0	22	3	6	1	2	34

表2 処理件数 平成23年度

福祉主事の指導	助産施設	母子生活支援施設	保育所	条法の報告	法第22・23	送致児童相談所等への	児童相談所への	調査の完了による	児童委員の完嘱による	幹旋機・紹介	他機・紹介	その他・助言	合計
0	22	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	11	34

ウ 児童福祉行政（保育所）指導監査

指導監査は、知事が保育行政の実施機関における保育所の保育所運営費負担金等についての事務処理状況及び保育所の運営について、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的につまびらかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、保育行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。

平成23年度の児童福祉行政指導監査実施状況及び指摘事項は次のとおりである。

監査実施町村	〔 宜野座村・読谷村・嘉手納町・北中城村
監査実施保育所	〔 宜野湾市（うなばら保育所、野嵩保育所、宜野湾保育所） 沖縄市（知花保育所、山内保育所、諸見里保育所、 胡屋あけぼの保育所、美里保育所、安慶田保育所 嘉間良保育所、泡瀬保育所、南桃原保育所、宮里 保育所、越来保育所） うるま市（石川保育所、安慶名保育所、豊原保育所、 与那城保育所、きむたか保育所） 恩納村（恩納保育所、山田保育所、安富祖保育所） 宜野座村（宜野座村立保育所） 金武町（金武保育所、浜田保育所、並里保育所、嘉芸保育所） 読谷村（読谷村南保育所、読谷村北保育所、読谷村保育所） 嘉手納町（嘉手納町第二保育所、嘉手納町第三保育所） 北谷町（北谷町上勢保育所、北谷町美浜保育所、北谷町謝苅 保育所、北谷町栄口保育所） 北中城村（屋宜原保育所、喜舎場保育所） 中城村（中城村吉の浦保育所、中城村第3保育所）

指導監査実施町村	4町村中	文書指摘	4町村	口頭指導	4町村
指導監査実施施設	40施設中	文書指摘	28施設	口頭指導	39施設

エ 助産施設（児童福祉法第7条規定による児童福祉施設）

児童福祉法第22条により、妊産婦が、保健上必要であるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあったときは、その妊産婦に対し助産を行う。

助産の実施に要する費用を支弁し、本人から負担能力に応じた負担金を徴収。

(ア) 助産の実施の範囲

- a 保健上入院助産が必要
- b 妊産婦の属する世帯の階層区分が原則としてC階層以下にある者。
- c 妊産婦の属する世帯の階層区分がA及びB階層である場合を除いて、出産育児一時金の給付額が420,000円未満である者。

(イ) 負担金徴収金基準額

階 層 区 分		基 準 額 (月 額)	出 産 一 時 金 に 係 る 率
A	生活保護法による被保護世帯	0円	
B	A 階層を除く市町村民税非課税世帯	2,200円	20%
C1	A 及び D 階層を除き 均等割の額のみ	4,500円	30%
C2	市町村民税の課税世帯 所得割の額がある場合	6,600円	

例：市町村非課税世帯（＝B階層）で出産育児一時金が420,000円の場合
産科医療保障制度の保険料(30,000円)を控除し、390,000円を基とする。
 $2,200 + (390,000 \times 20\%) = 80,200$ 円

(ウ) 平成23年度における入所者数：27

(県立中部病院 26) (那覇市立病院 1)

(エ) 年度別階層別助産施設入所状況

市・町村名	平成20年度				平成21年度				平成22年度				平成23年度				備 考
	A	B	C1	C2													
恩納村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	県立助産施設で助産を実施した場合、助産の実施に要する費用は、県(福祉保健所)が支弁し、自己負担金の徴収も県が行う。(H16.4.1)
宜野座村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3	-	-	
金武町	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1				
読谷村	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	2	3			
嘉手納町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1				
北谷町	-	1	-	-	1	1	-	-	3	1	-	-	1	1			
北中城村	-	4	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-			-	-	
中城村	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	-	-		1	-	-	
小 計	5				5				12				13				
宜野湾市	-	2	-	-	-	2	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	
沖縄市	-	3	-	-	1	1	-	-	1	1	-	-	1		-	-	
うるま市	4	6	-	-	7	5	-	-	5	2	-	-	4	9	-	-	
小 計	15				16				9				14				
計	20				21				21				27				

(3) 母子及び寡婦福祉（地域福祉班）

母子及び寡婦福祉に関して福祉保健所の主な業務は、母子及び寡婦福祉資金の貸付と償還、母子相談業務等である。

ア 母子及び寡婦福祉資金の貸付

目的：配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進すること。

根拠：母子及び寡婦福祉法第13条第1項、第2項、第3項、第14条、第16条
母子及び寡婦福祉法施行令
母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要綱

母子及び寡婦福祉資金貸付状況（平成23年度）

No	資金の種類	区分	件数	金額（円）
1	事業開始資金	母子		
		寡婦		
2	事業継続資金	母子		
		寡婦		
3	修学資金	母子	62	36,573,000
		寡婦	6	3,144,000
4	就学支度資金	母子	17	7,056,300
		寡婦	1	125,000
5	修業資金	母子	4	2,376,000
		寡婦		
6	就職支度資金	母子		
		寡婦		
7	医療介護資金	母子		
		寡婦		
8	生活資金	母子	4	2,274,000
		寡婦		
9	住宅資金	母子		
		寡婦		
10	転宅資金	母子	1	225,000
		寡婦		
11	技能習得資金	母子	6	3,942,000
		寡婦		
合計		母子	94	52,446,300
		寡婦	7	3,269,000

イ 母子・父子相談業務（母子自立支援員）

目的：母子・父子及び寡婦家庭の相談機関として母子自立支援員が配置され、母子・父子及び寡婦家庭の生活全般にわたる相談、指導・助言を行っている。

根拠：母子及び寡婦福祉法（第8条）

当所には、3名の母子自立支援員が配置されている。

（平成15年度より母子相談員から母子自立支援員へ名称変更）

相談内容、指導受付状況（平成23年度）

相談内容	相談回数
生活一般	555
児童	114
経済的支援等	1,604
その他	1
合計	2,274

生活一般・・・住宅、医療、家庭紛争（夫等の暴力、その他）就労、結婚、借金
 児童・・・養育、教育、非行、就職
 経済的支援等・・・母子福祉資金（貸付、償還）寡婦福祉資金（貸付、償還）、公的年金、児童扶養手当、生活保護
 その他・・・売店設置（法第25条）、たばこ販売（法第26条）、母子世帯向公営住宅（法第27条）、母子福祉施設の利用、母子生活支援施設（児童福祉法38条）

ウ 母子福祉協力員

目的：母子及び寡婦福祉法の規定により県が貸し付けた資金の円滑適正な償還を図るため、母子家庭等に対し、償還計画及び支払いについて指導を行うこと。また母子家庭等の把握に努め、その福祉の増進を図ること。

根拠：沖縄県母子福祉協力員規程

エ 母子家庭等に対する支援事業

・「自立支援教育訓練給付金」

母子家庭の母の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し終了した場合、経費の20%（4,000円以上で10万円を上限）を支給。

・「母子家庭高等技能訓練促進費」

母子家庭の母が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に、就業中の生活の負担軽減をはかり、資格取得を容易にするため「高等技能訓練促進費」を支給（非課税世帯：月額14万1千円、非課税世帯7万5百円）。管内8町村における実績は下記のとおり。

なお、平成24年度入学者からは非課税世帯の月額10万円へ変更となった。

（単位：千円）

年度	対象者数	取得資格（予定）	支給金額	備考
平成22年度	3名	看護師(1)、保育士(2)	3,484	金武町
平成23年度	3名	看護師(2)、准看護師(1) 保育士(1)	5,056	金武町・北谷町・ 中城村
平成24年度 （予定）	6名	看護師(2)、保育士(3) 理学療法士(1)	14,549	金武町・北谷町・ 中城村

オ 管内の母子生活支援施設設置状況

目的：配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子であって、その監護すべき児童の福祉に欠けると認められるときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させて保護することになっている。（入所の手続きは市の窓口）

基本法：児童福祉法第23条

児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設

（平成24年4月現在）

施設名	認可世帯数	所在地	設置(経営)主体	施設長名	認可(設置)年月日	電話番号	入所人員
レインボー ハイツ	13	沖縄市諸見里 2-7-8	沖縄市	こども 家庭課長	S49.6.1	(098) 933-2562	10世帯 (28人)

カ 管内の母子寡婦福祉会の設置状況

母子寡婦福祉会は、管内の全市町村で結成されている。

（平成24年度）

市町村名	会長名	会員(人)	創立期	事業内容	電話番号
宜野湾市	久留 蓉子	314	S53.3	○新入学児童激励会及び総会 ○ピクニック○講習会 ○研修会派遣	892-6525 (社協内)
沖縄市	安座間 睦江	320	S52.4	○総会○ビーチパーティ ○クリスマス会○新入学児童激励会 ○定例会	937-1188 (母子会)
うるま市	伊波 美智枝	520	S53.2	○総会○ピクニック ○新入学児童激励会○講習会 ○ビーチパーティ○クリスマス会	974-9378 (母子会)
恩納村	松田 静子	40	S52	○総会○親子ふれあい視察研修 ○講習会	965-2083
宜野座村	比嘉 明美	15	S43.12	○総会○ピクニック○月見会○遠足	968-8979 (社協内)
金武町	仲間 澄子	87	S58	○総会○新入学児童激励会○講習会 ○クリスマス会○母子のつどい	968-3310 (社協内)
読谷村	仲村 律子	245	S50.4	○新入学児童激励会○総会○勉強会 ○運動会○クリスマスパーティー ○子ども祭り○もちつき大会	958-2939 (社協内)
嘉手納町	津嘉山 京子	200	S53.8	○総会○役員研修○新一年生歓迎会 ○親子サマーキャンプ ○クリスマス会○生け花講習	956-1177 (社協内)
北谷町	石原 隆子	100	S47	○総会○ピクニック ○新入学児童激励会○講習会	936-2940 (社協内)
北中城村	石嶺 智子	78	S56	○総会○社会見学 ○講演会○母子児童年度末図書贈呈	(090)1875 -9903
中城村	永山 勝子	110	S58.5	○総会○母子ピクニック	895-4081 (社協内)

(4) 配偶者間暴力相談・婦人保護事業（地域福祉班）

年々増加傾向にある配偶者間暴力相談に対応するため、平成23年4月1日より南部及び中部福祉保健所においても配偶者暴力相談支援センター（以下「センター」という）の機能が付与されることとなり、本県においては女性相談所を中心に6つのセンターで配偶者間暴力相談及び婦人保護事業を行うこととなった。

平成23年度における県内のDV関係相談件数は、前述のセンター増加に伴い1,403件（前年度）から2,428件に増加した。なお、このうち当センターへの相談件数は639件と26.3%を占めている。

市町村別相談内訳（平成23年度）

市町村名	来所		電話		出張		巡回		合計	
		内DV		内DV		内DV		内DV		内DV
宜野湾市	4	3	16	16	1	1	0	0	21	20
沖縄市	45	44	104	102	3	3	0	0	152	149
うるま市	64	62	144	141	10	10	0	0	218	213
恩納村	2	2	6	5	0	0	0	0	8	7
宜野座村	1	1	2	2	0	0	0	0	3	3
金武町	15	13	28	26	0	0	0	0	43	39
読谷村	15	14	34	34	1	1	0	0	50	49
嘉手納町	5	3	14	14	3	3	0	0	22	20
北谷町	22	20	60	59	1	1	0	0	83	80
北中城村	9	8	27	21	1	1	0	0	37	30
中城村	4	4	6	6	0	0	0	0	10	10
那覇市	0	0	5	1	0	0	0	0	5	1
名護市	2	2	5	5	1	1	0	0	8	8
西原町	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
県外	3	3	6	6	0	0	0	0	9	9
不定・不明	1	0	2	1	0	0	0	0	3	1
計	192	179	460	439	21	21	0	0	673	639

*内DV＝相談内容にDVを含むものの再掲

保護命令申立件数（平成23年度）

市町村名	合計	保護命令(新規・再度)					
		新規	再度	配偶者			
				夫	内夫	元夫	
		沖縄市	6	4	2	1	1
うるま市	13	10	3	6	4	3	
読谷村	1	0	1	0	0	1	
嘉手納町	2	2	0	1	0	1	
北谷町	3	2	1	0	0	3	
名護市	1	1	0	1	0	0	
合計	26	19	7	9	5	12	

*当センター保護命令申立申請はすべて計上（取下ケースも含む）